

表 - 1 大気基準適用施設の届出等施設数（全国）<sup>注1）注2）</sup>

大気基準適用施設		平成22年3月31日現在		【参考】 平成21年 3月31日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
焼結鉬の製造の用に 供する焼結炉		15 (15)	32 (32)	32 (32)
製鋼用電気炉		70 (70)	112 (112)	111 (111)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉬炉、 溶解炉、乾燥炉)		12 (11)	29 (27)	22 (20)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		240 (240)	833 (833)	840 (840)
廃 棄 物 焼 却 炉	4t/h以上	-	1,112 (1,106)	1,126 (1,120)
	2t/h以上 4t/h未満	-	1,454 (1,453)	1,481 (1,480)
	2t/h未満 <sup>注3)</sup>	-	7,819 (7,801)	8,144 (8,126)
	小計	7,922 (7,914)	10,385 (10,360)	10,751 (10,726)
合計		8,259 (8,250)	11,391 (11,364)	11,756 (11,729)

注1) 鉬山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を( )に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉬山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設に計上した。

注3) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m<sup>2</sup>以上のもの。

表 - 2 ( 1 ) 水質基準対象施設の届出等施設数 ( 全国 ) 注 1 ) 注 2 )

水質基準対象施設	平成22年3月31日現在		【参考】 平成21年 3月31日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
硫酸塩パルプ ( クラフトパルプ ) 又は亜硫酸パルプ ( サルファイトパルプ ) の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	31 (31)	84 (84)	85 (85)
カーバ이트法アセロンの製造の用に供するアセロ洗浄施設	40 (40)	55 (55)	56 (56)
硫酸カルシウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	5 (5)	22 (22)	22 (22)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	4 (4)	7 (7)	7 (7)
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	6 (6)	32 (32)	32 (32)
硝酸アンモニアの製造の用に供する硫酸濃縮施設、硝酸アンモニア分離施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	3 (3)	5 (5)
硝酸アンモニア又はジ硝酸アンモニアの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	2 (2)	2 (2)
4-硝酸ナフタレン硫酸ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	1 (1)	3 (3)	6 (6)
2,3-ジ硝酸-1,4-ナフトールの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	1 (1)	3 (3)	3 (3)
ジチオジニトールの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジチオジニトール洗浄施設及び熱風乾燥施設	1 (1)	7 (7)	7 (7)
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	35 (35)	79 (79)	80 (80)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	7 (7)	39 (39)	27 (27)

表 - 2 ( 2 ) 水質基準対象施設の届出等施設数 ( 全国 ) 注 1 ) 注 2 )

水質基準対象施設		平成22年3月31日現在		【参考】 平成21年 3月31日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちの過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		6 (6)	252 (252)	253 (253)
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	1,000 (996)	2,158 (2,143)	2,206 (2,191)
	灰の貯留施設	403 (403)	859 (859)	844 (844)
	小計	1,403 (1,399)	3,017 (3,002)	3,050 (3,035)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設		17 (17)	128 (128)	128 (128)
刃物類の破壊の用に供する施設のうちのプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		37 (37)	61 (61)	59 (59)
下水道終末処理施設		220 (220)	252 (252)	252 (252)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		30 (28)	54 (52)	55 (53)
合計		1,846 (1,840)	4,100 (4,083)	4,129 (4,112)

注 1 ) 法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可 ( 以下「法に基づく届出等」という。 ) を合わせた施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を ( ) に再掲した。

注 2 ) 1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

表 - 3 大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別 - 全国）

	平成21年3月31日現在の設置基数 a	新設 注2） b	既設 注3） c	14条規模変更 注4） d	廃止等 注5） e	平成22年3月31日現在の設置基数 a+b+c+d-e	特定事業場数 注6）	鉱山保安法等関係法令施設 注7）	
								平成21年3月31日現在の設置基数	平成22年3月31日現在の設置基数
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	32	0	0	-	0	32	15	0	0
製鋼用電気炉	111	1	0	-	0	112	70	0	0
焙焼炉	12	0	0	-	0	12		1	1
焼結炉	2	3	0	-	0	5		0	0
溶鉱炉	2	0	0	-	0	2	11	0	0
溶解炉	2	0	0	-	0	2		1	1
乾燥炉	2	4	0	-	0	6		0	0
小計	20	7	0	-	0	27		2	2
焙焼炉	28	0	0	-	1	27		0	0
溶解炉	753	6	0	-	12	747		0	0
乾燥炉	59	0	0	-	0	59	240	0	0
小計	840	6	0	-	13	833		0	0
4t/h以上	1,120	14	0	-3	+3	1,106		6	6(2)
2t/h以上～4t/h未満	1,480	7	1	-1	+2	1,453		1(1)	1(1)
2t/h未満	8,126	78	2	-9	+8	7,801		18(10)	18(11)
200kg/h以上～2t/h未満	2,879	17	1	-7	+4	2,777	7,914	12(6)	12(7)
100kg/h以上～200kg/h未満	3,575	45	1	-1	+2	3,437		5(3)	5(3)
50kg/h以上～100kg/h未満	1,159	12	0	-1	+2	1,103		1(1)	1(1)
50kg/h未満(0.5㎡以上)	513	4	0	0	0	484		0	0
小計	10,726	99	3	-13	+13	10,360		25(11)	25(14)
合計	11,729	113	3	-13	+13	11,364	8,250	27(11)	27(14)

注1）法第12条及び第13条による届出施設（法に基づく届出施設）と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。

注2）平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3）平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4）廃棄物焼却炉において構造等変更届出がなされたものうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「-」は他の区分への移行、「+」は他の区分からの移行を意味する。

注5）構造等変更届出がなされたものうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設数との合計である。

注6）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注7）法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（ ）に再掲した。

表 - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国）<sup>注1）</sup>

大気基準適用施設		平成22年3月31日現在の設置基数 <sup>注2）</sup>			
		(計) a + b + c	附則別表 第二 <sup>注3）</sup> a	別表第一	
				法施行前 設置 <sup>注4）</sup> b	法施行後 設置 <sup>注5）</sup> c
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉		32 (32)	29 (29)	-	3 (3)
製鋼用電気炉		112 (112)	99 (99)	5 (5)	8 (8)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、 溶解炉、乾燥炉)		29 (27)	23 (23)	-	6 (4)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		833 (833)	538 (538)	-	295 (295)
廃 棄 物 焼 却 炉	4t/h以上	1,112 (1,106)	686 (680)	114 (114)	312 (312)
	2t/h以上 4t/h未満	1,454 (1,453)	1,081 (1,080)	121 (121)	252 (252)
	2t/h未満 <sup>注3）</sup>	7,819 (7,801)	4,865 (4,854)	411 (410)	2,543 (2,537)
	小計	10,385 (10,360)	6,632 (6,614)	646 (645)	3,107 (3,101)
合計		11,391 (11,364)	7,321 (7,303)	651 (650)	3,419 (3,411)

注1) 大気基準適用施設における基準適用状況について計上。

注2) 鉍山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を( )に再掲した。

注3) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注5) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注6) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m<sup>2</sup>以上のもの。

表 - 5 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括 - 全国）注1）

水質基準対象施設	平成21年 3月31日現在の 設置基数			新設 注2）	既設 注3）	法・瀬戸内 法間の移行 注4）	廃止等 注5）	平成22年3月31日 現在の設置基数 a + b + c - e	特定 事業場数 注6）	鉱山保安法等関係法令施設 注7）		
	a	b	c							平成21年 3月31日 現在の 設置基数	平成22年 3月31日 現在の 設置基数	特定 事業場数 注6）
硫酸塩Ba/Pb（カドミウム）又は亜硫酸Ba/Pb（メチルメチル）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	85	0	0	0	0	0	1	84	31	0	0	0
カーボン法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	56	0	0	0	0	0	1	55	40	0	0	0
硫酸カルシウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アクリル繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	22	0	0	0	0	0	0	22	5	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	7	0	0	0	0	0	0	7	4	0	0	0
塩化ビニル等の製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	32	0	0	0	0	0	0	32	6	0	0	0
カドミウム等の製造の用に供する硫酸濃縮施設、シアン酸分分離施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	0	2	3	1	0	0	0
銅、鉛、亜鉛等の製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0
4-メチルカドミウム等の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	6	0	0	0	0	0	3	3	1	0	0	0
2,3-ジメチル-4-メチルカドミウムの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0
ジメチルシリロートの製造の用に供する二酸化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、二酸化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジメチルシリロート洗浄施設及び熱風乾燥施設	7	0	0	0	0	0	0	7	1	0	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	80	0	0	0	0	0	1	79	35	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	27	12	0	0	0	0	0	39	7	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	253	0	0	0	0	0	1	252	6	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	2,191	24	6	6	0	0	78	2,143	996	15	9	9
	844	43	2	2	0	0	30	859	403	0	0	0
小計	3,035	67	8	8	0	0	108	3,002	1,399	15	9	9
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	128	0	0	0	0	0	0	128	17	0	0	0
刃物類の破壊の用に供する施設のうち刃物処理施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	59	3	2	2	0	0	3	61	37	0	0	0
下水道終末処理施設	252	1	1	1	-	-	2	252	220	0	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	53	0	0	0	0	0	1	52	28	2	2	2
合計	4,112	83	11	11	0	0	123	4,083	1,840	17	9	11

注1）法に基づき届出及び瀬戸内海法に基づき許可等とを総括してとりまとめた。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。  
 注2）平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づき届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づき許可がなされたものを計上した。  
 注3）平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づき届出がなされたものを計上した。  
 注4）事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注5）廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。  
 注6）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注7）法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（ ）に再掲した。

表 - 6 ( 1 a ) 大気基準適用施設の届出等の状況

( 施設種別 - 都道府県別 )

	焼結鉱の製造の用に供する焼却炉						製鋼用電気炉							
	事業場数 注1)	20年度 未施設数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設数 (a+b+c- e-f)	事業場数 注1)	20年度 未施設数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設数 (a+b+c- e-f)
北海道	1	1					1	3	3					3
青森県								1	1					1
岩手県														
宮城県								1	2					2
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県	1	2					2	3	5					5
栃木県								2	2					2
群馬県								1	1					1
埼玉県								5	5					5
千葉県	1	3					3							
東京都								2	3					3
神奈川県								1	1					1
新潟県								2	3					3
富山県								1	1					1
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県	1	3					3	5	13					13
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府								3	4					4
兵庫県	1	1					1	1	1					1
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県								2	4					4
岡山県														
広島県	1	2					2							
山口県								4	12					12
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県								1	1					1
長崎県														
熊本県								1	1					1
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県								1	1					1

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。  
 注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 1 b ) 大気基準適用施設の届出等の状況

( 施設種別 - 政令市別 )

	焼結鉱の製造の用に供する焼却炉						製鋼用電気炉							
	事業場数 注1)	20年度 未施設数	新設 注2)	既設 注3)	規模未 満変更	廃止	21年度 未施設数 (a+b+c- e-f)	事業場数 注1)	20年度 未施設数	新設 注2)	既設 注3)	規模未 満変更	廃止	21年度 未施設数 (a+b+c- e-f)
	(a)	(b)	(c)	(e)	(f)		(a)	(b)	(c)	(e)	(f)			
札幌市							1	1						1
仙台市							2	3						3
さいたま市														
千葉市	2	2				2								
横浜市														
川崎市	1	1				1	1	4						4
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市							1	1						1
京都市														
大阪市							6	10						10
堺市							2	5						5
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市	2	3				3	3	3	1					4
福岡市														
函館市														
旭川市														
青森市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市							1	1						1
前橋市														
川越市														
船橋市							1	1						1
柏市														
横須賀市														
相模原市														
富山市							1	1						1
金沢市														
長野市														
岐阜市							1	2						2
豊橋市							1	1						1
岡崎市														
豊田市														
大津市														
高槻市														
東大阪市														
姫路市							4	5						5
尼崎市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市	1	3				3	2	2						2
倉敷市	1	4				4	2	6						6
福山市	1	5				5								
下関市														
高松市							1	1						1
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
熊本市														
大分市	1	2				2								
宮崎市														
鹿児島市														
合計	15	32	0	0	0	32	70	111	1	0	0	0	0	112

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。



表 - 6 ( 2 a ) 大気基準適用施設の届出等の状況

( 施設種類別 - 都道府県別 )

	亜鉛回収施設											
	事業場数 注1)	焙焼炉					焼結炉					21年度 未施設数 (a+b+c- e-f)
		20年度 未施設数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	20年度 未施設数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	
北海道												
青森県	1						1					1
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県	1	2					2					
茨城県	1	2					2					
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県	2	2					2					
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県	1	2					2					
高知県												
福岡県	1											
佐賀県												
長崎県												
熊本県		1					1					
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。  
 注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 2 b ) 大気基準適用施設の届出等の状況

( 施設種別 - 政令市別 )

	亜鉛回収施設												
	事業場数 注1)	焙焼炉					焼結炉					21年度 未施設数 (a+b+c- e-f)	
		20年度 未施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模未 満変更	廃止	20年度 未施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模未 満変更	廃止		
(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	(a)	(b)	(c)	(e)	(f)				
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市													
川崎市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市													
郡山市													
いわき市	1	1					1	1				1	
宇都宮市													
前橋市													
川越市													
船橋市													
柏市													
横須賀市													
相模原市													
富山市													
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
高槻市													
東大阪市													
姫路市	2	1					1		3			3	
尼崎市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市	1	1					1						
倉敷市													
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
熊本市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
合計	11	12	0	0	0	0	12	2	3	0	0	0	5

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 3 a ) 大気基準適用施設の届出等の状況

( 施設種類別 - 都道府県別 )

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉						溶解炉					
	20年度 未施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設 数 (a+b+c- e-f)	20年度 未施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設 数 (a+b+c- e-f)
北海道												
青森県	1					1						
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県	1					1						
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。  
 注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 3 b ) 大気基準適用施設の届出等の状況

( 施設種類別 - 政令市別 )

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉					溶解炉						
	20年度 未施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設 数 (a+b+c- e-f)	20年度 未施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設 数 (a+b+c- e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市							2					2
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 4 a ) 大気基準適用施設の届出等の状況

( 施設種類別 - 都道府県別 )

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉					小計						
	20年度 未施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設 数 (a+b+c- e-f)	20年度 未施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設 数 (a+b+c- e-f)
北海道												
青森県							2					2
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							2					2
茨城県							2					2
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							2					2
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県	1					1	3					3
高知県												
福岡県	1					1	2					2
佐賀県												
長崎県												
熊本県							1					1
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 4 b ) 大気基準適用施設の届出等の状況

( 施設種類別 - 政令市別 )

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉					小計						
	20年度 未施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設 数 (a+b+c- e-f)	20年度 未施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設 数 (a+b+c- e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市							4					4
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市		4				4	1	7				8
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市							1					1
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	2	4	0	0	0	6	20	7	0	0	0	27

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 5 a ) 大気基準適用施設の届出等の状況

( 施設種類別 - 都道府県別 )

	アルミニウム合金製造施設														
	事業場数 注1)	焙焼炉					溶解炉								
		20年度 未施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模未 満変更	廃止	21年度 未施設 数 (a+b+c- e-f)	20年度 未施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模未 満変更	廃止	21年度 未施設 数 (a+b+c- e-f)		
(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	(a)
北海道	6						18	1						1	18
青森県															
岩手県															
宮城県	1						2								2
秋田県															
山形県	1						2								2
福島県	4	1				1	25								25
茨城県	6	3				3	28								28
栃木県	13	3				3	59								59
群馬県	4	1				1	7								7
埼玉県	11						44								44
千葉県	4						8								8
東京都															
神奈川県															
新潟県	3						12	1							13
富山県	16						40							2	38
石川県	1						1								1
福井県	4						17								17
山梨県	2						3								3
長野県	5						15								15
岐阜県	3						3								3
静岡県	16	4				4	62	1						2	61
愛知県	40	9			1	8	114							3	111
三重県	8	2				2	32							1	31
滋賀県	5						18								18
京都府	2						4								4
大阪府	3						11								11
兵庫県	4	1				1	8								8
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県	1						2								2
広島県	1						3								3
山口県	2						4							1	3
徳島県															
香川県	2	1				1	1								1
愛媛県															
高知県															
福岡県	5						20							1	19
佐賀県	3						2	1							3
長崎県	1						1								1
熊本県	9						25	2							27
大分県	1						1								1
宮崎県	1						1								1
鹿児島県	2						2								2
沖縄県															

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 5 b ) 大気基準適用施設の届出等の状況

( 施設種別 - 政令市別 )

	アルミニウム合金製造施設												
	事業場数 注1)	焙焼炉					溶解炉					21年度 未施設数 (a+b+c- e-f)	
		20年度 未施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模未 満変更	廃止	20年度 未施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模未 満変更	廃止		
(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	(a+b+c- e-f)			
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市	1					3						3	
川崎市													
新潟市													
静岡市	4					20						20	
浜松市	1					2						2	
名古屋市	3					18						18	
京都市	1					8						8	
大阪市	1					2						2	
堺市	4					6						6	
神戸市													
岡山市													
広島市	1					1						1	
北九州市	4	1				1	4				1	3	
福岡市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市	1					1						1	
郡山市													
いわき市	1					1						1	
宇都宮市													
前橋市	2					3						3	
川越市	1					1						1	
船橋市	1					1						1	
柏市													
横須賀市													
相模原市													
富山市	3					6						6	
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市	2					5						5	
岡崎市	1					2						2	
豊田市	7					30						30	
大津市													
高槻市													
東大阪市													
姫路市	1	2				2	14					14	
尼崎市													
西宮市													
奈良市	1					1						1	
和歌山市													
倉敷市	2					8						8	
福山市													
下関市	2					12						12	
高松市	1					1						1	
松山市	1					1						1	
高知市													
久留米市	1					3						3	
長崎市													
熊本市													
大分市	1					2						2	
宮崎市													
鹿児島市	1					2						2	
合計	240	28	0	0	0	1	27	753	6	0	0	12	747

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。



表 - 6 ( 6 a ) 大気基準適用施設の届出等の状況

( 施設種類別 - 都道府県別 )

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉					小計						
	20年度 未施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設 数 (a+b+c- e-f)	20年度 未施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設 数 (a+b+c- e-f)
北海道							18	1			1	18
青森県												
岩手県												
宮城県							2					2
秋田県												
山形県							2					2
福島県	2					2	28					28
茨城県	3					3	34					34
栃木県	2					2	64					64
群馬県	2					2	10					10
埼玉県	4					4	48					48
千葉県							8					8
東京都												
神奈川県												
新潟県							12	1				13
富山県							40				2	38
石川県							1					1
福井県	2					2	19					19
山梨県	1					1	4					4
長野県	2					2	17					17
岐阜県							3					3
静岡県	6					6	72	1			2	71
愛知県	9					9	132				4	128
三重県	2					2	36				1	35
滋賀県	3					3	21					21
京都府							4					4
大阪府	4					4	15					15
兵庫県							9					9
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県	1					1	3					3
広島県							3					3
山口県	1					1	5				1	4
徳島県												
香川県							2					2
愛媛県												
高知県												
福岡県	3					3	23				1	22
佐賀県							2	1				3
長崎県							1					1
熊本県	1					1	26	2				28
大分県							1					1
宮崎県							1					1
鹿児島県							2					2
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 6 b ) 大気基準適用施設の届出等の状況

( 施設種類別 - 政令市別 )

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉					小計						
	20年度 未施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模未 満変更	廃止	21年度 未施設 数 (a+b+c- e-f)	20年度 未施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模未 満変更	廃止	21年度 未施設 数 (a+b+c- e-f)
(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	(a+b+c- e-f)	(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	(a+b+c- e-f)	
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市	1					1	4					4
川崎市												
新潟市												
静岡市							20					20
浜松市							2					2
名古屋市							18					18
京都市	1					1	9					9
大阪市							2					2
堺市	1					1	7					7
神戸市												
岡山市												
広島市	1					1	2					2
北九州市							5				1	4
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市							1					1
郡山市												
いわき市							1					1
宇都宮市												
前橋市							3					3
川越市							1					1
船橋市							1					1
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市	2					2	8					8
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市							5					5
岡崎市							2					2
豊田市	5					5	35					35
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市							16					16
尼崎市												
西宮市												
奈良市							1					1
和歌山市												
倉敷市							8					8
福山市												
下関市							12					12
高松市							1					1
松山市							1					1
高知市												
久留米市							3					3
長崎市												
熊本市												
大分市							2					2
宮崎市												
鹿児島市							2					2
合 計	59	0	0	0	0	59	840	6	0	0	13	833

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 7 a ) 大気基準適用施設の届出等の状況

( 施設種類別 - 都道府県別 )

	廃棄物焼却炉																21年度 未施設 数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
	事業場 数 注1)	4t/h以上							2t/h以上～4t/h未満								
		20年度 未施設 数 (a)	新設 注2)	既設 注3)	規模 変更前 (d1)	規模 変更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	20年度 未施設 数 (a)	新設 注2)	既設 注3)	規模 変更前 (d1)	規模 変更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)		
北海道	211	18						18	26	1						27	
青森県	107	10						10	24							24	
岩手県	123	2						2	24						1	23	
宮城県	117	6						6	28							28	
秋田県	63	3						3	13							13	
山形県	114	7						7	11							11	
福島県	97	5						5	32						2	30	
茨城県	374	25	2					27	64	4					3	65	
栃木県	171	10						10	34						1	33	
群馬県	120	15	1					16	26							26	
埼玉県	252	43						43	83						2	81	
千葉県	281	47					2	45	75	2					1	76	
東京都	200	119					12	107	44							44	
神奈川県	101	28	1					29	29							29	
新潟県	178	8						8	51							51	
富山県	76	6						6	15							15	
石川県	76								12							12	
福井県	103	6						6	15						1	14	
山梨県	66	3						3	22							22	
長野県	157	7						7	29							29	
岐阜県	221	2						2	35						3	32	
静岡県	288	31	1				1	31	46							46	
愛知県	217	47						47	49							49	
三重県	178	17						17	37							37	
滋賀県	103	5						5	21							21	
京都府	70	6						6	13							13	
大阪府	98	39						39	40							40	
兵庫県	215	19						19	40						4	36	
奈良県	165	5	1					6	24							24	
和歌山県	83								14						2	12	
鳥取県	80	5						5	8						2	6	
島根県	65	5						5	10							10	
岡山県	99	4						4	14							14	
広島県	124	9						9	21							21	
山口県	120	13						13	26			1				25	
徳島県	136	2						2	23							23	
香川県	123	7						7	8							8	
愛媛県	168	6						6	20							20	
高知県	116								14							14	
福岡県	218	15						15	33						2	31	
佐賀県	92	4						4	13							13	
長崎県	97	8						8	14							14	
熊本県	103	2						2	25							25	
大分県	53	1						1	13							13	
宮崎県	67	9						9	8							8	
鹿児島県	136								25		1				2	24	
沖縄県	74	8						8	22							22	

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 7 b ) 大気基準適用施設の届出等の状況

( 施設種別 - 政令市別 )

	廃棄物焼却炉																
	事業場数 注1)	4t/h以上								2t/h以上～4t/h未満							
		20年度 未施設数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模 変更前 (d1)	規模 変更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	20年度 未施設数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模 変更前 (d1)	規模 変更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
札幌市	13	11						11	8								8
仙台市	19	10						10	6							1	5
さいたま市	24	11						11	3								3
千葉市	36	13						13	3								3
横浜市	64	27	1					27	4								4
川崎市	30	24						24	6								6
新潟市	48	9	3					12	10								10
静岡市	53	11						10	4								4
浜松市	40	8						8	11								11
名古屋市	38	17						17	1								1
京都市	45	21						21	1								1
大阪市	30	30						28	5					2			7
堺市	32	11	2					13	3								3
神戸市	25	20						17	3								3
岡山市	42	8						8	1								1
広島市	43	7						7	5							1	4
北九州市	32	19						19	5							1	4
福岡市	14	9						9	4								4
函館市	6	3						3									
旭川市	10	2						2	2								2
青森市	26	6						6	6								6
盛岡市	20	3						3	3								3
秋田市	13	4			2	2		4	3								3
郡山市	18	4						4	3							1	2
いわき市	21	15						15	5							1	4
宇都宮市	16	7						7	6							2	4
前橋市	31	3						3	4								4
川越市	11	4						4	3								3
船橋市	13	8						8	2								2
柏市	13	5						5	3								3
横須賀市	8	5						5	3								3
相模原市	15	10						7	2							1	1
富山市	34	2			1	1		2									
金沢市	25	5	2					7	4								4
長野市	19	3						3	1								1
岐阜市	18	5						5	6								6
豊橋市	11	3						3	3								3
岡崎市	20	7						7									
豊田市	15	5						5	2								2
大津市	14								7								7
高槻市	7	5						5	2								2
東大阪市	6	8						8	3								3
姫路市	31	13						13	11								11
尼崎市	13	8						7	3								3
西宮市	4	5						5	1								1
奈良市	23	4						4									
和歌山市	39	6						6	3								3
倉敷市	33	11						11	12								12
福山市	50	6						4	6								6
下関市	14	2						2	1								1
高松市	24	5						5									
松山市	26	5						5	3								3
高知市	24	3						3	1								1
久留米市	16	3						3									
長崎市	17	4						4									
熊本市	18	4						4	1								1
大分市	28	9						9	2								2
宮崎市	13	3						3	3								3
鹿児島市	27	4						4	4							2	2
合計	7914	1120	14	0	3	3	0	28	1106	1480	7	1	1	2	0	36	1453

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 8 a ) 大気基準適用施設の届出等の状況

( 施設種類別 - 都道府県別 )

	廃棄物焼却炉																
	200kg/h以上～2t/h未満							100kg/h以上～200kg/h未満									
	20年度 未施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模 変更前 (d1)	規模 変更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設 数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	20年度 未施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模 変更前 (d1)	規模 変更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設 数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	
北海道	117	2					3	116	79	2						3	78
青森県	32							32	57							3	54
岩手県	32						2	30	71	3							74
宮城県	32						1	31	58							3	55
秋田県	54						2	52	22								22
山形県	28							28	65	1						1	65
福島県	59						3	56	17								17
茨城県	86	2					2	86	236	2						18	220
栃木県	56						9	47	93	3						11	85
群馬県	50						1	49	39							1	38
埼玉県	95						2	93	36							3	33
千葉県	87						9	78	154	2						10	146
東京都	49							49	59							3	56
神奈川県	34							34	37	2						1	38
新潟県	68	1					4	65	74	2						7	69
富山県	22						2	20	40							2	38
石川県	30						5	25	47							2	45
福井県	34						2	32	52	2						3	51
山梨県	27						2	25	30								30
長野県	79						3	76	64	1						6	59
岐阜県	69	4						73	96							7	89
静岡県	95			2			3	90	114	2			1			5	112
愛知県	99						1	98	61	1						1	61
三重県	64						3	61	90	2						3	89
滋賀県	39							39	45							2	43
京都府	29							29	38	1						1	38
大阪府	46							46	25	1						3	23
兵庫県	75	1					4	72	118		1					6	113
奈良県	44						3	41	109	1						2	108
和歌山県	38						4	34	41							1	40
鳥取県	37							37	42							1	41
島根県	39						8	31	31							2	29
岡山県	45	1						46	57	2						1	58
広島県	58	1					1	58	67							7	60
山口県	55				1		3	53	56							4	52
徳島県	53						1	52	85							2	83
香川県	32			2	2		2	30	67								67
愛媛県	53							53	82	1						4	79
高知県	32						1	31	64							1	63
福岡県	59						1	58	95	2						2	95
佐賀県	51	1					2	50	45	1						3	43
長崎県	66						8	58	35								35
熊本県	45							45	40	1						1	40
大分県	20							20	19	1						1	19
宮崎県	22							22	36	1						2	35
鹿児島県	46		1				1	46	75	4						4	75
沖縄県	34						1	33	31							2	29

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 8 b ) 大気基準適用施設の届出等の状況

( 施設種別 - 政令市別 )

	廃棄物焼却炉															
	200kg/h以上～2t/h未満							100kg/h以上～200kg/h未満								
	20年度 未施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模 変更前 (d1)	規模 変更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設 数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	20年度 未施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模 変更前 (d1)	規模 変更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設 数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
札幌市	1							1	4	1					1	4
仙台市	4						1	3	8							8
さいたま市	6						1	5	3						1	2
千葉市	7							7	18						1	17
横浜市	9	1		1	1		1	9	12							12
川崎市	17							17	1							1
新潟市	16	3					1	18	24						3	21
静岡市	11						1	10	29						1	28
浜松市	21							21	20						2	18
名古屋市	4						1	3	18							18
京都市	10						1	9	18						3	15
大阪市	12			2			1	9	6						2	4
堺市	5							5	14							14
神戸市	3							3	13							13
岡山市	32							32	17						2	15
広島市	34						1	33	14						2	12
北九州市	18							18	11							11
福岡市	5							5	5	1					1	5
函館市	3							3	3	1					1	3
旭川市	1							1	4							4
青森市	3							3	13							13
盛岡市	5							5	8							8
秋田市	7						1	6	3							3
郡山市	1							1	8		1	1		1	7	
いわき市	6							6	4						1	3
宇都宮市	5							5	5							5
前橋市	5							5	19						1	18
川越市	2							2	4						1	3
船橋市	1							1	5							5
柏市	2							2	9						3	6
横須賀市	1							1	2							2
相模原市	14						3	11	4						1	3
富山市	10							10	17						1	16
金沢市	7						1	6	9							9
長野市	13						1	12	9						2	7
岐阜市	5							5	6							6
豊橋市	4							4	5						1	4
岡崎市	9						2	7	10							10
豊田市	4						1	3	4							4
大津市	3							3	5							5
高槻市	2							2	5							5
東大阪市	2							2	2							2
姫路市	6							6	15						2	13
尼崎市	5							5	2							2
西宮市	1							1								
奈良市	4							4	12							12
和歌山市	12							12	15						1	14
倉敷市	19							19	5							5
福山市	14							14	33							33
下関市	8							8	6							6
高松市	8							8	10						1	9
松山市	10							10	16						2	14
高知市	3							3	18							18
久留米市	4							4	7							7
長崎市	3							3	10						2	8
熊本市	5							5	9							9
大分市	16							16	7							7
宮崎市	2							2	7	1						8
鹿児島市	13							13	11							11
合計	2879	17	1	7	4	0	117	2777	3575	45	1	1	2	0	185	3437

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 9 a ) 大気基準適用施設の届出等の状況

( 施設種類別 - 都道府県別 )

	廃棄物焼却炉															
	50kg/h以上～100kg/h未満							50kg/h未満(0.5㎡以上)								
	20年度 未施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模 変更前	規模 変更後	規模未 満変更	廃止	21年度 未施設 数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	20年度 未施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模 変更前	規模 変更後	規模未 満変更	廃止	21年度 未施設 数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	(f)	(a+b+c- d1+d2- e-f)	
北海道	22						2	20	11							11
青森県	10						1	9	10						2	8
岩手県	13						1	12	1							1
宮城県	10							10	7						1	6
秋田県	1							1	3							3
山形県	7						1	6	9							9
福島県	15						1	14	9	1						10
茨城県	33							33	13						1	12
栃木県	24							24	12							12
群馬県	24	1					1	24	5							5
埼玉県	91						3	88	18						2	16
千葉県	36						4	32	16							16
東京都	59	1					3	57	28						1	27
神奈川県	20						2	18	4							4
新潟県	30	1					2	29	20						1	19
富山県	8	1						9	3						1	2
石川県	8						2	6	1							1
福井県	12							12	6							6
山梨県	9							9	6							6
長野県	14							14	5							5
岐阜県	51	1					1	51	11							11
静岡県	44	1		1	2		6	40	26	1					2	25
愛知県	26	1						27	10							10
三重県	25							25	12						2	10
滋賀県	14							14	11							11
京都府	6							6								
大阪府	8							8	10						1	9
兵庫県	35	1					3	33	12						3	9
奈良県	14							14	3							3
和歌山県	9							9	5							5
鳥取県	7							7	1							1
島根県	4						1	3	10						1	9
岡山県	11						7	4	9						3	6
広島県	12	1						13	16						1	15
山口県	25						3	22	9							9
徳島県	10						1	9	4							4
香川県	16							16	7							7
愛媛県	31						2	29	17						1	16
高知県	15							15	4							4
福岡県	40							40	15							15
佐賀県	9							9	6						1	5
長崎県	5						2	3	4							4
熊本県	9						1	8	9							9
大分県	8							8	3							3
宮崎県	4						1	3								
鹿児島県	13							13	7							7
沖縄県	11							11	7						1	6

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 9b ) 大気基準適用施設の届出等の状況

( 施設種別 - 政令市別 )

	廃棄物焼却炉																													
	50kg/h以上～100kg/h未満							50kg/h未満(0.5㎡以上)																						
	20年度 未施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模 変更前	規模 変更後	規模未 満変更	廃止	21年度 未施設 数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	20年度 未施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模 変更前	規模 変更後	規模未 満変更	廃止	21年度 未施設 数 (a+b+c- d1+d2- e-f)														
(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	(a)		
札幌市	3							3	2																				2	
仙台市	1							1	1																					1
さいたま市	12						1	11	6																		3		3	
千葉市	9							9	3																				3	
横浜市	31						1	30	6																		1		5	
川崎市	5						1	4	4																				4	
新潟市	10						1	9	2																				2	
静岡市	13							13	4																				4	
浜松市	4							4	1																				1	
名古屋市	9							9	7																				7	
京都市	15						1	14	2																				2	
大阪市	7							7																						
堺市	6							6	2																				2	
神戸市	2	1						3	1																				1	
岡山市	3							3	2																				2	
広島市	1							1	3																	1			2	
北九州市									2	1																			3	
福岡市																														
函館市																														
旭川市									3																				3	
青森市	3							3	4																				4	
盛岡市	2							2	7																				7	
秋田市									1																				1	
郡山市	5						1	4																						
いわき市	2							2																						
宇都宮市	2							2	1																				1	
前橋市	4							4	2																				2	
川越市	2							2																						
船橋市	3							3																						
柏市	3						1	2																						
横須賀市	1							1	5																				5	
相模原市	5						3	2	1																		1			
富山市	9						1	8	2																				2	
金沢市	7							7	1																				1	
長野市	1							1																						
岐阜市	4							4	1																				1	
豊橋市	1							1																						
岡崎市	7						1	6																						
豊田市	3	1					1	3																						
大津市	1							1																						
高槻市																														
東大阪市	2							2																						
姫路市	6							6	1																				1	
尼崎市	3							3																						
西宮市									1																				1	
奈良市	6							6	2																				2	
和歌山市	7							5	8																		1		7	
倉敷市	2							2	3																				3	
福山市	5						1	4																						
下関市									2																		1		1	
高松市	2							2																						
松山市	1							1																						
高知市	2							2																						
久留米市	6							6																						
長崎市	4							4																						
熊本市	2							2	1																				1	
大分市	2							2	3	1																			4	
宮崎市	2							1	1																					
鹿児島市	3	1						3	1																				1	
合計	1159	12	0	1	2	0	69	1103	513	4	0	0	0	0	0	33	484													

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。



表 - 6 ( 1 0 a ) 大気基準適用施設の届出等の状況

( 施設種別 - 都道府県別 )

	廃棄物焼却炉							合 計									
	小 計							事業場 数 注1)	20年度 未施設 数 注2)	新設 注2)	既設 注3)	規模 变更前	規模 变更后	規模未 満変更	廃止	21年度 未施設 数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	
	20年度 未施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模 变更前	規模 变更后	規模未 満変更	廃止										(a)
北海道	273	5					8	270	221	295	6					9	292
青森県	143						6	137	109	146					6	140	
岩手県	143	3					4	142	123	143	3				4	142	
宮城県	141						5	136	119	145					5	140	
秋田県	96						2	94	63	96					2	94	
山形県	127	1					2	126	115	129	1				2	128	
福島県	137	1					6	132	102	167	1				6	162	
茨城県	457	10					24	443	385	500	10				24	486	
栃木県	229	3					21	211	186	295	3				21	277	
群馬県	159	2					3	158	125	170	2				3	169	
埼玉県	366						12	354	268	419					12	407	
千葉県	415	4					26	393	286	426	4				26	404	
東京都	358	1					19	340	202	361	1				19	343	
神奈川県	152	3					3	152	102	153	3				3	153	
新潟県	251	4					14	241	183	266	5				14	257	
富山県	94	1					5	90	93	135	1				7	129	
石川県	98						9	89	77	99					9	90	
福井県	125	2					6	121	107	144	2				6	140	
山梨県	97						2	95	68	101					2	99	
長野県	198	1					9	190	162	215	1				9	207	
岐阜県	264	5					11	258	224	267	5				11	261	
静岡県	356	5		3	3		17	344	304	428	6		3	3	19	415	
愛知県	292	2					2	292	265	442	2				6	438	
三重県	245	2					8	239	186	281	2				9	274	
滋賀県	135						2	133	108	156					2	154	
京都府	92	1					1	92	72	96	1				1	96	
大阪府	168	1					4	165	104	187	1				4	184	
兵庫県	299	2	1				20	282	221	310	2	1			20	293	
奈良県	199	2					5	196	165	199	2				5	196	
和歌山県	107						7	100	83	107					7	100	
鳥取県	100						3	97	80	100					3	97	
島根県	99						12	87	67	103					12	91	
岡山県	140	3					11	132	100	143	3				11	135	
広島県	183	2					9	176	126	188	2				9	181	
山口県	184			1	1		10	174	126	201			1	1	11	190	
徳島県	177						4	173	136	177					4	173	
香川県	137			2	2		2	135	125	139			2	2	2	137	
愛媛県	209	1					7	203	169	212	1				7	206	
高知県	129						2	127	116	129					2	127	
福岡県	257	2					5	254	224	282	2				6	278	
佐賀県	128	2					6	124	96	131	3				6	128	
長崎県	132						10	122	98	133					10	123	
熊本県	130	1					2	129	113	158	3				2	159	
大分県	64	1					1	64	54	65	1				1	65	
宮崎県	79	1					3	77	68	80	1				3	78	
鹿児島県	166	4	2				7	165	138	168	4	2			7	167	
沖縄県	113						4	109	75	114					4	110	

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。  
 注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 1 0 b ) 大気基準適用施設の届出等の状況

( 施設種別 - 政令市別 )

	廃棄物焼却炉							合 計									
	小 計							事業場 数 注1)	20年度 未施設 数 注2)	新設 注2)	既設 注3)	規模 变更前	規模 变更后	規模未 満変更	廃止	21年度 未施設 数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	
	20年度 未施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模 变更前 (d1)	規模 变更后 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)										
札幌市	29	1					1	29	14	30	1					1	30
仙台市	30						2	28	21	33						2	31
さいたま市	41						6	35	24	41					6	35	
千葉市	53						1	52	38	55					1	54	
横浜市	89	2		1	1		4	87	65	93	2	1	1		4	91	
川崎市	57						1	56	32	62					1	61	
新潟市	71	6					5	72	48	71	6				5	72	
静岡市	72						3	69	57	92					3	89	
浜松市	65						2	63	41	67					2	65	
名古屋市	56						1	55	42	75					1	74	
京都市	67						5	62	46	76					5	71	
大阪市	60			2	2		5	55	37	72		2	2		5	67	
堺市	41	2						43	38	53	2					55	
神戸市	42	1					3	40	25	42	1				3	40	
岡山市	63						2	61	42	63					2	61	
広島市	64						5	59	44	66					5	61	
北九州市	55	1					1	55	41	66	2				2	66	
福岡市	23	1					1	23	14	23	1				1	23	
函館市	9	1					1	9	6	9	1				1	9	
旭川市	12							12	10	12						12	
青森市	35							35	26	35						35	
盛岡市	28							28	20	28						28	
秋田市	18			2	2		1	17	14	19		2	2		1	18	
郡山市	21			1	1		3	18	18	21		1	1		3	18	
いわき市	32						2	30	23	37					2	35	
宇都宮市	26						2	24	17	27					2	25	
前橋市	37						1	36	33	40					1	39	
川越市	15						1	14	12	16					1	15	
船橋市	19							19	15	21						21	
柏市	22						4	18	13	22					4	18	
横須賀市	17							17	8	17						17	
相模原市	36						12	24	15	36					12	24	
富山市	40			1	1		2	38	38	49		1	1		2	47	
金沢市	33	2					1	34	25	33	2				1	34	
長野市	27						3	24	19	27					3	24	
岐阜市	27							27	19	29						29	
豊橋市	16						1	15	14	22					1	21	
岡崎市	33						3	30	21	35					3	32	
豊田市	18	1					2	17	22	53	1				2	52	
大津市	16							16	14	16						16	
高槻市	14							14	7	14						14	
東大阪市	17							17	6	17						17	
姫路市	52						2	50	38	74	7				2	79	
尼崎市	21						1	20	13	21					1	20	
西宮市	8							8	4	8						8	
奈良市	28							28	24	29						29	
和歌山市	51						4	47	43	57					4	53	
倉敷市	52							52	38	70						70	
福山市	64						3	61	51	69					3	66	
下関市	19						1	18	16	31					1	30	
高松市	25						1	24	26	27					1	26	
松山市	35						2	33	27	36					2	34	
高知市	27							27	24	27						27	
久留米市	20							20	17	23						23	
長崎市	21						2	19	17	21					2	19	
熊本市	22							22	18	22						22	
大分市	39	1						40	30	43	1					44	
宮崎市	17	1					1	17	13	17	1				1	17	
鹿児島市	36	1					3	34	28	38	1				3	36	
合 計	10726	99	3	13	13	0	468	10360	8250	11729	113	3	13	13	0	481	11364

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 7 ( 1 a ) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

( 施設種別・総括 - 都道府県別 )

	硫酸塩 $\text{H}^{\ominus}$ $\text{H}^{\ominus}$ (ケソ $\text{H}^{\ominus}$ $\text{H}^{\ominus}$ )又は亜硫酸 $\text{H}^{\ominus}$ $\text{H}^{\ominus}$ (ソ $\text{H}^{\ominus}$ $\text{H}^{\ominus}$ )の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設								カ $\text{H}^{\ominus}$ $\text{H}^{\ominus}$ 法 $\text{H}^{\ominus}$ $\text{H}^{\ominus}$ の製造の用に供する $\text{H}^{\ominus}$ $\text{H}^{\ominus}$ 洗浄施設							
	事業場数 <sup>注2)</sup>	20年度末施設数 (a)	新設 <sup>注3)</sup> (b)	既設 <sup>注4)</sup> (c)	瀬法から法への移行 <sup>注5)</sup> (d1)	法から瀬法への移行 <sup>注5)</sup> (d2)	廃止 (f)	21年度末施設数 (a+b+c+d1-d2-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	20年度末施設数 (a)	新設 <sup>注3)</sup> (b)	既設 <sup>注4)</sup> (c)	瀬法から法への移行 <sup>注5)</sup> (d1)	法から瀬法への移行 <sup>注5)</sup> (d2)	廃止 (f)	21年度末施設数 (a+b+c+d1-d2-f)
北海道	6	16					16	2	2							2
青森県	1	7					7	1	1							1
岩手県	1	1					1									
宮城県	2	6					6	1	1							1
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県								1	1							1
栃木県								1	1							1
群馬県								1	1							1
埼玉県								1	1							1
千葉県								1	1							1
東京都																
神奈川県								1	1							1
新潟県								1	6							6
富山県	1	2					2	1	1							1
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県	1	1					1									
静岡県	1	8					8									
愛知県	1	2					2	3	3							3
三重県	1	10					10									
滋賀県																
京都府								1	1							1
大阪府																
兵庫県	1	1					1	1	1							1
奈良県																
和歌山県																
鳥取県	1	4					4									
島根県	1	1					1									
岡山県								1	1							1
広島県	3	4					4	2	2							2
山口県	1	2					2	1	3							3
徳島県	1	2					2									
香川県								2	2							2
愛媛県	2	6					6									
高知県																
福岡県								1	1							1
佐賀県																
長崎県								1	1							1
熊本県	1	1					1									
大分県																
宮崎県	1	2					2									
鹿児島県	1	1					1		1					1		
沖縄県								1	1							1

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 1 b ) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

( 施設種類別・総括 - 政令市別 )

	硫酸塩 <sup>注2)</sup> (ケソ <sup>注3)</sup> または亜硫酸 <sup>注2)</sup> (ソ <sup>注3)</sup> の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設							カ <sup>注2)</sup> 法 <sup>注3)</sup> の製造の用に供する <sup>注4)</sup> 洗浄施設								
	事業場数 <sup>注2)</sup>	20年度末施設数 <sup>注3)</sup>	新設 <sup>注3)</sup>	既設 <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行 <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行 <sup>注5)</sup>	廃止	21年度末施設数 <sup>注2)</sup> (a+b+c+d1-d2-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	20年度末施設数 <sup>注3)</sup>	新設 <sup>注3)</sup>	既設 <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行 <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行 <sup>注5)</sup>	廃止	21年度末施設数 <sup>注2)</sup> (a+b+c+d1-d2-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市									1	1						1
横浜市									1	3						3
川崎市																
新潟市	1	4					1	3	1	1						1
静岡市									1	4						4
浜松市									2	5						5
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市									2	2						2
神戸市																
岡山市																
広島市									1	1						1
北九州市									2	2						2
福岡市																
函館市																
旭川市	1	3						3								
青森市																
盛岡市																
秋田市	1	1						1								
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
川崎市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市									1	1						1
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市									1	1						1
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市									1	1						1
宮崎市																
鹿児島市																
合計	31	85	0	0	0	0	1	84	40	56	0	0	0	0	1	55

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注6) 「規模未済変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 2 a ) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種別・総括 - 都道府県別)

	硫酸がらの製造の用に供する廃ガス洗浄施設							7mm繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設								
	事業場数 <sup>注2)</sup>	20年度末施設数 (a)	新設 <sup>注3)</sup> (b)	既設 <sup>注4)</sup> (c)	瀬法から法への移行 <sup>注5)</sup> (d1)	法から瀬法への移行 <sup>注5)</sup> (d2)	廃止 (f)	21年度末施設数 (a+b+c+d1-d2-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	20年度末施設数 (a)	新設 <sup>注3)</sup> (b)	既設 <sup>注4)</sup> (c)	瀬法から法への移行 <sup>注5)</sup> (d1)	法から瀬法への移行 <sup>注5)</sup> (d2)	廃止 (f)	21年度末施設数 (a+b+c+d1-d2-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県									1	3						3
東京都																
神奈川県																
新潟県									1	13						13
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県									1	2						2
岐阜県																
静岡県									1	2						2
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県									1	2						2
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 2 b ) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

( 施設種類別・総括 - 政令市別 )

	硫酸加ワムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設								7mm繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設							
	事業場数 注2)	20年度 末施設数 (a)	新設 注3) (b)	既設 注4) (c)	瀬法から 法への移行 注5) (d1)	法から 瀬法への移行 注5) (d2)	廃止 (f)	21年度 末施設数 (a+b+c+ d1-d2- f)	事業場数 注2)	20年度 末施設数 (a)	新設 注3) (b)	既設 注4) (c)	瀬法から 法への移行 注5) (d1)	法から 瀬法への移行 注5) (d2)	廃止 (f)	21年度 末施設数 (a+b+c+ d1-d2- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	5	22	0	0	0	0	0	22

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 3 a ) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

( 施設種類別・総括 - 都道府県別 )

	担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設								塩化ビニル樹脂の製造の用に供する二酸化エチレン洗浄施設							
	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 注3)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2- f)	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 注3)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2- f)
	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)		(a)	(b)	(c)	(c)	(d1)	(d2)	(f)		
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県								1	9						9	
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県	1	2					2									
東京都																
神奈川県	1	2					2									
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県								1	6						6	
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県								1	4						4	
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県								2	9						9	
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 3 b ) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

( 施設種類別・総括 - 政令市別 )

	担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設								塩化ビニル等の製造の用に供する二酸化エチレン洗浄施設							
	事業場 数 <small>注2)</small>	20年度 末施設 数 <small>注3)</small>	新設 <small>注4)</small>	既設 <small>注5)</small>	瀬法か ら法へ の移行 <small>注6)</small>	法から 瀬法へ の移行 <small>注7)</small>	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2- f)	事業場 数 <small>注2)</small>	20年度 末施設 数 <small>注3)</small>	新設 <small>注4)</small>	既設 <small>注5)</small>	瀬法か ら法へ の移行 <small>注6)</small>	法から 瀬法へ の移行 <small>注7)</small>	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2- f)
	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)		(a)	(b)	(c)	(c)	(d1)	(d2)	(f)		
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市	1	2						2								
静岡市																
浜松市																
名古屋市	1	1						1								
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
川崎市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市								1	4						4	
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	4	7	0	0	0	0	0	7	6	32	0	0	0	0	32	

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注6) 「規模未済変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。



表 - 7 ( 4 a ) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

( 施設種類別・総括 - 都道府県別 )

	加 <sup>ろ</sup> 过 <sup>ろ</sup> の製造の用に供する 硫酸濃縮施設、シアン <sup>化</sup> 物分離施設、廃ガス洗浄施設							加 <sup>ろ</sup> 过 <sup>ろ</sup> 又は <sup>ろ</sup> 过 <sup>ろ</sup> の製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設							
	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 注3)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2- f)	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 注3)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止
	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)		(a)	(b)	(c)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県															
茨城県															
栃木県															
群馬県															
埼玉県															
千葉県															
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県	1	3						3							
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 4b ) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

( 施設種類別・総括 - 政令市別 )

	加 <sup>ろ</sup> ろ <sup>ろ</sup> ろ <sup>ろ</sup> の製造の用に供する 硫酸濃縮施設、シ <sup>ろ</sup> ろ <sup>ろ</sup> ろ <sup>ろ</sup> 分離施設、廃ガス洗浄施設							加 <sup>ろ</sup> ろ <sup>ろ</sup> ろ <sup>ろ</sup> 又は <sup>ろ</sup> ろ <sup>ろ</sup> ろ <sup>ろ</sup> の製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設							
	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 注3)	新設 注4)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2- f)	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 注3)	新設 注4)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止
	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)		(a)	(b)	(c)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市		2												2	
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市								1	2						2
宇都宮市															
前橋市															
川越市															
船橋市															
柏市															
横須賀市															
相模原市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合計	1	5	0	0	0	0	2	3	1	2	0	0	0	0	2

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注6) 「規模未済変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 5 a ) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

( 施設種類別・総括 - 都道府県別 )

	4-硝酸・外酸水素トリウム等の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設							2,3-ジブチル-1,4-ナフトールの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場数 注2)	20年度 末施設 数 (a)	新設 注3) (b)	既設 注4) (c)	瀬法か ら法へ の移行 注5) (d1)	法から 瀬法へ の移行 注5) (d2)	廃止 (f)	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2- f)	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 (a)	新設 注3) (b)	既設 注4) (c)	瀬法か ら法へ の移行 注5) (d1)	法から 瀬法へ の移行 注5) (d2)	廃止 (f)	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県		3						3	1	3						3
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県	1	3						3								
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 5 b ) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

( 施設種類別・総括 - 政令市別 )

	4-硝酸外酸水素トリウム <sup>注1)</sup> の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設							2,3-ジ <sup>注1)</sup> 硝酸-1,4-ナフトレンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設							
	事業場数 <sup>注2)</sup>	20年度末施設数	新設 <sup>注3)</sup>	既設 <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行 <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行 <sup>注5)</sup>	廃止	21年度末施設数 (a+b+c+d1-d2-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	20年度末施設数	新設 <sup>注3)</sup>	既設 <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行 <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行 <sup>注5)</sup>	廃止
	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)		
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市															
宇都宮市															
前橋市															
川崎市															
船橋市															
柏市															
横須賀市															
相模原市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合計	1	6	0	0	0	0	3	3	1	3	0	0	0	0	3

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注6) 「規模未達変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 6 a ) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

( 施設種類別・総括 - 都道府県別 )

	ジ`杆ザ`ン`バ`イレットの製造の用に供する二酸化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、二酸化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジ`杆ザ`ン`バ`イレット洗浄施設及び熱風乾燥施設							アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち塵ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							
	事業場数 注2)	20年度 末施設 数 (a)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止 (f)	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2- f)	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 (a)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止 (f)
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県								2	2						2
茨城県								2	4						4
栃木県								1	4						4
群馬県															
埼玉県								1	1						1
千葉県								1	1						1
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県								5	11					1	10
石川県															
福井県								2	5						5
山梨県															
長野県															
岐阜県								1	1						1
静岡県								5	18						18
愛知県								2	3						3
三重県								1	2						2
滋賀県								4	5						5
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県	1	7					7		1						1
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 6 b ) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

( 施設種類別・総括 - 政令市別 )

	ジ'杆サ'ン'バ' イレットの製造の用に供するニH化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニH化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジ'杆サ'ン'バ' イレット洗浄施設及び熱風乾燥施設							アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち塵ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								
	事業場数 <sup>注2)</sup>	20年度末施設数	新設 <sup>注3)</sup>	既設 <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行 <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行 <sup>注5)</sup>	廃止	21年度末施設数 (a+b+c+d1-d2-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	20年度末施設数	新設 <sup>注3)</sup>	既設 <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行 <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行 <sup>注5)</sup>	廃止	21年度末施設数 (a+b+c+d1-d2-f)
	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)			
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市								1	2						2	
川崎市																
新潟市																
静岡市								1	3						3	
浜松市																
名古屋市								1	8						8	
京都市								1	4						4	
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市								1	1						1	
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
川崎市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市								1	1						1	
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市								1	2						2	
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市								1	1						1	
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	1	7	0	0	0	0	0	7	35	80	0	0	0	0	1	79

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注6) 「規模未達変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (7a) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括 - 都道府県別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設							
	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 注3)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2- f)	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 注3)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止
	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)		(a)	(b)	(c)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	
北海道															
青森県	1	9					9								
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県	1	4					4								
茨城県															
栃木県															
群馬県															
埼玉県								3	49						49
千葉県															
東京都															
神奈川県								1	10					1	9
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県								2	194						194
愛知県	2	2					2								
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県	1	1					1								
高知県															
福岡県	1	5	2				7								
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 7b ) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

( 施設種類別・総括 - 政令市別 )

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設							
	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 注3)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2- f)	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 注3)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止
	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)		(a)	(b)	(c)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市	1	6					6								
宇都宮市															
前橋市															
川越市															
船橋市															
柏市															
横須賀市															
相模原市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市			10				10								
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合計	7	27	12	0	0	0	39	6	253	0	0	0	0	1	252

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注6) 「規模未済変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。



表 - 7 ( 8 a ) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

( 施設種類別・総括 - 都道府県別 )

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																	
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設								灰の貯留施設									
	事業場数 注2)	20年度 末施設数 (a)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	規模未 満変更 注6)	廃止 (f)	21年度 末施設数 (a+b+c+ d1-d2-e -f)	事業場数 注2)	20年度 末施設数 (a)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	規模未 満変更 注6)	廃止 (f)	21年度 末施設数 (a+b+c+ d1-d2-e -f)
北海道	19	44						44	8	13								13
青森県	18	39		3			2	40	1	11	1	2						14
岩手県	5	5						5										
宮城県	1	6						6										
秋田県	2	3						3	5	7								7
山形県	13	13						13	8	8								8
福島県	14	35						35	18	25						1		24
茨城県	46	79					5	74	14	15	2							17
栃木県	2	4						4	5	6								6
群馬県	3	6						6	8	8								8
埼玉県	65	149					6	143	21	41								41
千葉県	37	99					8	91	15	40							1	39
東京都	35	144					4	140	16	91							3	88
神奈川県	14	47	5	3				55	7	18							3	15
新潟県	19	24						24	17	20								20
富山県	7	26						26	2	5								5
石川県	4	5						5	5	8							2	6
福井県	11	29					2	27	5	8								8
山梨県	5	9					1	8	4	4								4
長野県	31	81					2	79		24								24
岐阜県	30	39	1				1	39										
静岡県	42	65					2	63	4	12								12
愛知県	32	60					1	59	17	23								23
三重県	20	34					1	33	7	9								9
滋賀県	3	9						9	1	2								2
京都府	6	9						9	7	11								11
大阪府	36	115	1				1	115	3	25	2							27
兵庫県	22	47					2	45	28	33							2	31
奈良県	24	27						27	6	6								6
和歌山県	4	7					3	4	13	16								16
鳥取県	6	13						13	10	18								18
島根県	21	27	3				4	26	2	5							1	4
岡山県	12	17						17	6	12								12
広島県	9	19					2	17	4	5								5
山口県	24	56					1	55		2								2
徳島県	19	39					2	37	6	8								8
香川県	12	17						17	6	12								12
愛媛県	9	12	4					16	2	2								2
高知県	7	9						9										
福岡県	27	45	7					52	7	19							7	12
佐賀県	7	12					1	11	6	6								6
長崎県	9	15						15	6	8								8
熊本県	4	6						6	2	3								3
大分県																		
宮崎県	1	1						1	1	1								1
鹿児島県																		
沖縄県	18	26						26	6	6								6

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 8b) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																	
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設								灰の貯留施設									
	事業場数 注2)	20年度 未施設数 (a)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法から 法への移行 注5)	法から 瀬法への移行 注5)	規模未 滴変更 注6)	廃止 (f)	21年度 未施設数 (a+b+c+d1-d2-e-f)	事業場数 注2)	20年度 未施設数 (a)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法から 法への移行 注5)	法から 瀬法への移行 注5)	規模未 滴変更 注6)	廃止 (f)	21年度 未施設数 (a+b+c+d1-d2-e-f)
札幌市	1	9						9	4	8							8	
仙台市	4	10					2	8	3	3							3	
さいたま市	4	6						6	3	6							6	
千葉市	5	18						18	2	11							11	
横浜市	4	16						16	4	20	2						22	
川崎市	14	37						37	5	5							5	
新潟市	8	11	1				1	11	2	4	1						5	
静岡市	5	7						7	4	4							4	
浜松市	4	12						12		1							1	
名古屋市	4	20	2					22	1	4							4	
京都市	9	17						17		6							6	
大阪市	9	29					1	28		10							10	
堺市	5	5						5	6	7							7	
神戸市	5	16					4	12	2	8						3	5	
岡山市	10	11						11	3	5							5	
広島市	17	35					1	34	1	8							8	
北九州市	8	30					1	29	6	22	35						57	
福岡市	4	17						17	1	5							5	
函館市																		
旭川市																		
青森市	3	3						3	2	3							3	
盛岡市	1	2						2	1	1							1	
秋田市	3	9						9	1	2							2	
郡山市									2	2							2	
いわき市	7	17						17										
宇都宮市	5	15					2	13		6						1	5	
前橋市	3	3						3	3	6							6	
川越市	5	7						7	2	5							5	
船橋市									2	2							2	
柏市																		
横須賀市	3	13						13	1	5							5	
相模原市	11	35					7	28		12						4	8	
富山市	4	8						8	1	1							1	
金沢市	2	5					1	4										
長野市	7	14					2	12	1	1							1	
岐阜市	4	4						4										
豊橋市		2						2	3	4							4	
岡崎市	4	9					2	7	1	3							3	
豊田市	2	4						4	4	6						1	5	
大津市	1	3						3	1	1							1	
高槻市	2	12						12		3							3	
東大阪市		12						12										
姫路市	8	24					1	23	2	14							14	
尼崎市	7	19						19	3	4							4	
西宮市									2	2							2	
奈良市	1	2						2	1	2							2	
和歌山市	3	4						4	2	3							3	
倉敷市	12	34						34	3	5							5	
福山市	6	14					2	12	1	2							2	
下関市																		
高松市	3	3						3	1	2							2	
松山市	2	4						4										
高知市	2	2						2	1	2							2	
久留米市	2	2						2	1	1							1	
長崎市	4	6						6		2							2	
熊本市		2						2	2	2							2	
大分市	4	17						17		2							2	
宮崎市		2						2	1	1							1	
鹿児島市									2	4						1	3	
合計	996	2191	24	6	0	0	0	78	2143	403	844	43	2	0	0	0	30	859

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注6) 「規模未滴変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 9 a ) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

( 施設種類別・総括 - 都道府県別 )

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの								廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設								
	小 計																
	事業場数 注2)	20年度 末施設数 (a)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	規模未 満変更 注6)	廃止 (f)	21年度 末施設数 (a+b+c+ d1-d2-e -f)	事業場数 注2)	20年度 末施設数 (a)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止 (f)	21年度 末施設数 (a+b+c+ d1-d2-e -f)
北海道	27	57						57	1	3							3
青森県	19	50	1	5			2	54									
岩手県	5	5						5									
宮城県	1	6						6									
秋田県	7	10						10									
山形県	21	21						21	1	26							26
福島県	32	60					1	59									
茨城県	60	94	2				5	91									
栃木県	7	10						10									
群馬県	11	14						14									
埼玉県	86	190					6	184									
千葉県	52	139					9	130	1	2							2
東京都	51	235					7	228	1	3							3
神奈川県	21	65	5	3			3	70									
新潟県	36	44						44		1							1
富山県	9	31						31									
石川県	9	13					2	11									
福井県	16	37					2	35									
山梨県	9	13					1	12									
長野県	31	105					2	103									
岐阜県	30	39	1				1	39									
静岡県	46	77					2	75									
愛知県	49	83					1	82	1	1							1
三重県	27	43					1	42									
滋賀県	4	11						11									
京都府	13	20						20									
大阪府	39	140	3				1	142									
兵庫県	50	80					4	76									
奈良県	30	33						33									
和歌山県	17	23					3	20									
鳥取県	16	31						31									
島根県	23	32	3				5	30									
岡山県	18	29						29									
広島県	13	24					2	22	1	1							1
山口県	24	58					1	57									
徳島県	25	47					2	45									
香川県	18	29						29									
愛媛県	11	14	4					18									
高知県	7	9						9									
福岡県	34	64	7				7	64									
佐賀県	13	18					1	17									
長崎県	15	23						23									
熊本県	6	9						9									
大分県																	
宮崎県	2	2						2									
鹿児島県																	
沖縄県	24	32						32									

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 9b) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

( 施設種類別・総括 - 政令市別 )

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの								廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設							
	小 計															
	事業場数 注2)	20年度 末施設 数 (a)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	規模未 満変更 注6)	廃止 (f)	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-e -f)	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 (a)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止 (f)
札幌市	5	17						17								
仙台市	7	13					2	11								
さいたま市	7	12						12								
千葉市	7	29						29	1	1						1
横浜市	8	36	2					38	1	1						1
川崎市	19	42						42	1	26						26
新潟市	10	15	2				1	16								
静岡市	9	11						11								
浜松市	4	13						13								
名古屋市	5	24	2					26	1	1						1
京都市	9	23						23								
大阪市	9	39					1	38	2	5						5
堺市	11	12						12								
神戸市	7	24					7	17								
岡山市	13	16						16								
広島市	18	43					1	42	1	1						1
北九州市	14	52	35				1	86	1	13						13
福岡市	5	22						22								
函館市																
旭川市																
青森市	5	6						6								
盛岡市	2	3						3								
秋田市	4	11						11								
郡山市	2	2						2								
いわき市	7	17						17								
宇都宮市	5	21					3	18								
前橋市	6	9						9								
川越市	7	12						12								
船橋市	2	2						2								
柏市																
横須賀市	4	18						18		1						1
相模原市	11	47					11	36								
富山市	5	9						9	2	2						2
金沢市	2	5					1	4								
長野市	8	15					2	13								
岐阜市	4	4						4								
豊橋市	3	6						6								
岡崎市	5	12					2	10								
豊田市	6	10					1	9	1	40						40
大津市	2	4						4								
高槻市	2	15						15								
東大阪市		12						12								
姫路市	10	38					1	37								
尼崎市	10	23						23								
西宮市	2	2						2								
奈良市	2	4						4								
和歌山市	5	7						7								
倉敷市	15	39						39								
福山市	7	16					2	14								
下関市																
高松市	4	5						5								
松山市	2	4						4								
高知市	3	4						4								
久留米市	3	3						3								
長崎市	4	8						8								
熊本市	2	4						4								
大分市	4	19						19								
宮崎市	1	3						3								
鹿児島市	2	4					1	3								
合 計	1399	3035	67	8	0	0	0	108	3002	17	128	0	0	0	0	128

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 1 0 a ) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括 - 都道府県別)

	70㍓類の破壊の用に供する施設のうち プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							下水道終末処理施設						
	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 (a)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止 (f)	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2- f) 注2)	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 (a)	新設 注3)	既設 注4)	廃止 (f)	21年度 末施設 数 (a+b+c- f)
北海道								5	5					5
青森県								1	1					1
岩手県								1	1					1
宮城県	1	1						1	1					1
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県	2	5						5	4	4				4
栃木県	1	1						1	3	3				3
群馬県	2	3						3	3	3				3
埼玉県	3	6						6	10	10				10
千葉県	1	1						1	3	3				3
東京都								21	21					21
神奈川県	1	2	2			2	2	12	12					12
新潟県														
富山県	1	2					2	3	3					3
石川県														
福井県								1	1					1
山梨県								1	1					1
長野県	1	1					1	3	3					3
岐阜県	2	3					3	2	2					2
静岡県	2	3					3	2	2					2
愛知県	3	4					4	7	8			1		7
三重県								2	2					2
滋賀県	1	1					1	2	2					2
京都府								2	2					2
大阪府	1	2					2	14	14					14
兵庫県								5	5					5
奈良県								1	1					1
和歌山県														
鳥取県								4	4					4
島根県								1	1					1
岡山県								1	1					1
広島県	1	2					2							
山口県								1	2					2
徳島県														
香川県	1	3					3							
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県	1	2					2	1			1			1
長崎県								2	2					2
熊本県														
大分県														
宮崎県								1	1					1
鹿児島県														
沖縄県	2	2					2	1	1					1

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 1 0 b ) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

( 施設種類別・総括 - 政令市別 )

	701類の破壊の用に供する施設のうち プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								下水道終末処理施設					
	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 (a)	新設 注3) (b)	既設 注4) (c)	瀬法か ら法へ の移行 注5) (d1)	法から 瀬法へ の移行 注5) (d2)	廃止 (f)	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2- f) 注2)	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 (a)	新設 注3) (b)	既設 注4) (c)	廃止 (f)	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2- f) 注2)
札幌市								5	5					5
仙台市								2	2					2
さいたま市														
千葉市								2	4					4
横浜市								6	22					22
川崎市								2	5					5
新潟市	1	1					1	1	1					1
静岡市	1	2					2	2	4					4
浜松市								2	2					2
名古屋市								6	5	1				6
京都市								4	4					4
大阪市								8	8					8
堺市	1	1					1	2	2					2
神戸市								5	5					5
岡山市								1	1					1
広島市								5	7					7
北九州市	1	2					2	3	4					4
福岡市								3	3					3
函館市								1	1					1
旭川市								1	1					1
青森市														
盛岡市														
秋田市								2	2					2
郡山市								1	1					1
いわき市								1	1					1
宇都宮市														
前橋市		1						1	3					3
川越市														
船橋市														
柏市														
横須賀市								2	2					2
相模原市	1			2			2							
富山市	1	1					1	2	2					2
金沢市								1	1					1
長野市								3	3					3
岐阜市								2	2					2
豊橋市								1	1					1
岡崎市									1				1	
豊田市														
大津市								1	1					1
高槻市								1	4					4
東大阪市								2	2					2
姫路市	1	2					2	2	2					2
尼崎市								2	2					2
西宮市								2	2					2
奈良市														
和歌山市								2	2					2
倉敷市								1	1					1
福山市								1	1					1
下関市	1	1					1							
高松市								2	2					2
松山市														
高知市	1	2					2	1	1					1
久留米市														
長崎市								1	1					1
熊本市								2	2					2
大分市														
宮崎市								1	1					1
鹿児島市	1	2	1				3	1	1					1
合計	37	59	3	2	0	0	3	61	220	252	1	1	2	252

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未済変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 1 1 a ) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種別・総括 - 都道府県別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設							合 計								
	事業場数 <sup>注2)</sup>	20年度末施設数	新設 <sup>注3)</sup>	既設 <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行 <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行 <sup>注5)</sup>	廃止	21年度末施設数 (a+b+c+d1-d2-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	20年度末施設数	新設 <sup>注3)</sup>	既設 <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行 <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行 <sup>注5)</sup>	規模未済変更 <sup>注6)</sup>	廃止
	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)		
北海道								41	83							83
青森県								23	68	1	5				2	72
岩手県		1					1	7	8							8
宮城県		2					2	6	17							17
秋田県		1					1	7	11							11
山形県								22	47							47
福島県		1					1	36	73					4	69	
茨城県								70	117	2				5	114	
栃木県								13	19							19
群馬県								17	21							21
埼玉県								104	257					6	251	
千葉県	3	4					4	64	156					9	147	
東京都								73	259					7	252	
神奈川県								37	92	7	3			6	96	
新潟県	4	9					9	42	73						73	
富山県								20	50					1	49	
石川県								9	13					2	11	
福井県								19	43					2	41	
山梨県								10	14					1	13	
長野県		2					2	36	113					2	111	
岐阜県								36	46	1				1	46	
静岡県		1					1	60	308					2	306	
愛知県	2	2					2	71	111					2	109	
三重県	1	2					2	33	65					1	64	
滋賀県								11	19						19	
京都府								16	23						23	
大阪府								54	156	3				1	158	
兵庫県								58	91					4	87	
奈良県								31	34						34	
和歌山県								17	23					3	20	
鳥取県								21	39						39	
島根県								25	34	3				5	32	
岡山県								20	31						31	
広島県	1	2					2	21	35					2	33	
山口県	1	1					1	30	75					1	74	
徳島県								26	49					2	47	
香川県	1	1					1	23	37						37	
愛媛県	2	4					4	17	33	4					37	
高知県								7	9						9	
福岡県	1	1					1	37	71	9				7	73	
佐賀県								15	20		1			1	20	
長崎県								18	26						26	
熊本県								7	10						10	
大分県																
宮崎県								4	5						5	
鹿児島県								1	2					1	1	
沖縄県	1	1					1	29	37						37	

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注6) 「規模未済変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 1 1 b ) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

( 施設種類別・総括 - 政令市別 )

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設							合 計									
	事業場数 注2)	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法から 法への移行 注5)	法から 瀬法への移行 注5)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2- f)	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法から 法への移行 注5)	法から 瀬法への移行 注5)	規模未 満変更 注6)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-e -f)
	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)			
札幌市								10	22						22		
仙台市								9	15						2	13	
さいたま市								7	12							12	
千葉市	1	1					1	12	36							36	
横浜市	2	2					2	19	66	2						68	
川崎市	1	1					1	23	74							74	
新潟市		1					1	15	25	2					2	25	
静岡市								14	24							24	
浜松市								8	20							20	
名古屋市								14	41	3					2	42	
京都市								14	31							31	
大阪市								19	52						1	51	
堺市								16	17							17	
神戸市								12	29						7	22	
岡山市								14	17							17	
広島市								25	52						1	51	
北九州市		1					1	21	74	35					1	108	
福岡市								8	25							25	
函館市								1	1							1	
旭川市								2	4							4	
青森市								5	6							6	
盛岡市								2	3							3	
秋田市								8	15							15	
郡山市								3	3							3	
いわき市		1					1	10	27							27	
宇都宮市	1	1					1	6	22						3	19	
前橋市								7	13						1	12	
川越市								7	12							12	
船橋市								2	2							2	
柏市																	
横須賀市								6	21							21	
相模原市	1	3				1	2	13	50		2				12	40	
富山市	1	1					1	11	15							15	
金沢市								3	6						1	5	
長野市								11	18						2	16	
岐阜市								6	6							6	
豊橋市								4	7							7	
岡崎市	1	1					1	6	14						3	11	
豊田市								8	51						1	50	
大津市								3	5							5	
高槻市								3	19							19	
東大阪市								2	14							14	
姫路市	1	1					1	16	46	10					1	55	
尼崎市								12	25							25	
西宮市								4	4							4	
奈良市								2	4							4	
和歌山市								8	10							10	
倉敷市		1					1	17	45							45	
福山市								8	17						2	15	
下関市								2	2							2	
高松市								6	7							7	
松山市								2	4							4	
高知市								5	7							7	
久留米市								3	3							3	
長崎市								5	9							9	
熊本市								4	6							6	
大分市	2	3					3	7	23							23	
宮崎市								2	4							4	
鹿児島市								4	7	1					1	7	
合 計	28	53	0	0	0	0	1	52	1840	4112	83	11	0	0	0	123	4083

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。



表 - 8 ( 1 a ) 鋳山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況  
( 施設種類別 - 都道府県別 )

	亜鉛回収施設										
	21年度末 事業場数	焙焼炉		焼結炉		溶鋳炉		溶解炉		乾燥炉	
		21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数
北海道											
青森県											
岩手県											
宮城県											
秋田県											
山形県											
福島県											
茨城県											
栃木県											
群馬県	1	1	1					1	1		
埼玉県											
千葉県											
東京都											
神奈川県											
新潟県											
富山県											
石川県											
福井県											
山梨県											
長野県											
岐阜県											
静岡県											
愛知県											
三重県											
滋賀県											
京都府											
大阪府											
兵庫県											
奈良県											
和歌山県											
鳥取県											
島根県											
岡山県											
広島県											
山口県											
徳島県											
香川県											
愛媛県											
高知県											
福岡県											
佐賀県											
長崎県											
熊本県											
大分県											
宮崎県											
鹿児島県											
沖縄県											

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。  
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鋳山保安法等関係法令施設の数を  
( )内に再掲した。

表 - 8 ( 1 b ) 鋳山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況

( 施設種別 - 政令市別 )

	亜鉛回収施設										
	21年度末 事業場数	焙焼炉		焼結炉		溶鋳炉		溶解炉		乾燥炉	
		21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数
札幌市											
仙台市											
さいたま市											
千葉市											
横浜市											
川崎市											
新潟市											
静岡市											
浜松市											
名古屋市											
京都市											
大阪市											
堺市											
神戸市											
岡山市											
広島市											
北九州市											
福岡市											
函館市											
旭川市											
青森市											
盛岡市											
秋田市											
郡山市											
いわき市											
宇都宮市											
前橋市											
川越市											
船橋市											
柏市											
横須賀市											
相模原市											
富山市											
金沢市											
長野市											
岐阜市											
豊橋市											
岡崎市											
豊田市											
大津市											
高槻市											
東大阪市											
姫路市											
尼崎市											
西宮市											
奈良市											
和歌山市											
倉敷市											
福山市											
下関市											
高松市											
松山市											
高知市											
久留米市											
長崎市											
熊本市											
大分市											
宮崎市											
鹿児島市											
合 計	1 ( 0 )	1 ( 0 )	1 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 0 )	1 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )

注 1 ) 法第 3 6 条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鋳山保安法等関係法令施設の数を ( ) 内に再掲した。

表 - 8 ( 2 a ) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況  
( 施設種類別 - 都道府県別 )

	亜鉛回収施設		廃棄物焼却炉								
	小計		21年度末 事業場数	4t/h以上		2t/h以上 ~ 4t/h未満		200kg/h以上 ~ 2t/h未満		100kg/h以上 ~ 200kg/h未満	
	21年度末 施設数	20年度末 施設数		21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数
北海道			1 (1)							1 (1)	1 (1)
青森県											
岩手県											
宮城県											
秋田県											
山形県											
福島県			2 (2)					2 (2)	2 (1)		
茨城県											
栃木県			1 (1)	2 (2)	2						
群馬県	2	2								1	1
埼玉県											
千葉県											
東京都			1 (1)					1 (1)	1 (1)		
神奈川県											
新潟県											
富山県											
石川県			1							1	1
福井県			2 (2)					2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)
山梨県											
長野県											
岐阜県											
静岡県											
愛知県											
三重県											
滋賀県											
京都府			1 (1)					1 (1)	1 (1)		
大阪府											
兵庫県											
奈良県											
和歌山県											
鳥取県											
島根県											
岡山県											
広島県											
山口県											
徳島県			1					1	1		
香川県											
愛媛県			2	3	3			1	1		
高知県											
福岡県											
佐賀県											
長崎県											
熊本県											
大分県											
宮崎県											
鹿児島県											
沖縄県			2					2	2		

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。  
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を  
( ) 内に再掲した。

表 - 8 ( 2 b ) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況

( 施設種別 - 政令市別 )

	亜鉛回収施設		廃棄物焼却炉								
	小計		21年度末 事業場数	4t/h以上		2t/h以上 ~ 4t/h未満		200kg/h以上 ~ 2t/h未満		100kg/h以上 ~ 200kg/h未満	
	21年度末 施設数	20年度末 施設数		21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数
札幌市											
仙台市											
さいたま市											
千葉市			1					1	1		
横浜市			1 (1)					1 (1)	1 (1)		
川崎市											
新潟市											
静岡市											
浜松市											
名古屋市											
京都市											
大阪市											
堺市											
神戸市											
岡山市											
広島市											
北九州市											
福岡市											
函館市											
旭川市											
青森市											
盛岡市											
秋田市											
郡山市											
いわき市			1 (1)			1 (1)	1 (1)				
宇都宮市											
前橋市											
川越市											
船橋市											
柏市											
横須賀市											
相模原市											
富山市											
金沢市											
長野市											
岐阜市											
豊橋市											
岡崎市											
豊田市											
大津市											
高槻市											
東大阪市											
姫路市											
尼崎市											
西宮市											
奈良市											
和歌山市											
倉敷市			1	1	1						
福山市											
下関市											
高松市											
松山市											
高知市											
久留米市											
長崎市											
熊本市											
大分市											
宮崎市											
鹿児島市											
合計	2 (0)	2 (0)	18 (10)	6 (2)	6 (0)	1 (1)	1 (1)	12 (7)	12 (6)	5 (3)	5 (3)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を  
( )内に再掲した。

表 - 8 ( 3 a ) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況  
( 施設種類別 - 都道府県別 )

	廃棄物焼却炉						合計		
	50kg/h以上～ 100kg/h未満		50kg/h未満 (0.5㎡以上)		小計				
	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末		20年度末
							事業場数	施設数	施設数
北海道					1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県									
山形県									
福島県					2 (2)	2 (1)	2 (2)	2 (2)	2 (1)
茨城県									
栃木県					2 (2)	2	1 (1)	2 (2)	2
群馬県					1	1	1	3	3
埼玉県									
千葉県									
東京都					1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
神奈川県									
新潟県									
富山県									
石川県					1	1	1	1	1
福井県	1 (1)	1 (1)			5 (5)	5 (5)	2 (2)	5 (5)	5 (5)
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県									
愛知県									
三重県									
滋賀県									
京都府					1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県									
山口県									
徳島県					1	1	1	1	1
香川県									
愛媛県					4	4	2	4	4
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県					2	2	2	2	2

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を  
( )内に再掲した。

表 - 8 ( 3 b ) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況

( 施設種別 - 政令市別 )

	廃棄物焼却炉						合計		
	50kg/h以上～ 100kg/h未満		50kg/h未満 (0.5㎡以上)		小計				
	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 事業場数	21年度末 施設数	20年度末 施設数
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市					1	1	1	1	1
横浜市					1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
川崎市									
新潟市									
静岡市									
浜松市									
名古屋市									
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市									
広島市									
北九州市									
福岡市									
函館市									
旭川市									
青森市									
盛岡市									
秋田市									
郡山市									
いわき市					1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
宇都宮市									
前橋市									
川越市									
船橋市									
柏市									
横須賀市									
相模原市									
富山市									
金沢市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
大津市									
高槻市									
東大阪市									
姫路市									
尼崎市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市									
倉敷市					1	1	1	1	1
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
熊本市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市									
合 計	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	25 (14)	25 (11)	19 (10)	27 (14)	27 (11)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を ( ) 内に再掲した。

表 - 9 ( a ) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設			合 計		
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設			灰の貯留施設			小計								
	21年度末		20年度末	21年度末		20年度末	21年度末		20年度末	21年度末		20年度末	21年度末		20年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県									1	1	1	1	1	1	
山形県															
福島県	2 (2)	4 (4)	4 (1)				2 (2)	4 (4)	4 (1)				2 (2)	4 (4)	4 (1)
茨城県															
栃木県	1	1	1				1	1	1	1	1	1	2	2	2
群馬県	1	2	2				1	2	2				1	2	2
埼玉県															
千葉県															
東京都	1 (1)	1 (1)	1 (1)				1 (1)	1 (1)	1 (1)				1 (1)	1 (1)	1 (1)
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県	2	3	3				2	3	3				2	3	3
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。  
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を( )内に再掲した。

表 - 9 (b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況

(施設種別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設			合計		
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設			灰の貯留施設			小計								
	21年度末		20年度末	21年度末		20年度末	21年度末		20年度末	21年度末		20年度末	21年度末		20年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市	1 (1)	1 (1)	1 (1)				1 (1)	1 (1)	1 (1)				1 (1)	1 (1)	1 (1)
川崎市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市	1 (1)	3 (3)	3 (3)				1 (1)	3 (3)	3 (3)				1 (1)	3 (3)	3 (3)
宇都宮市															
前橋市															
川崎市															
船橋市															
柏市															
横須賀市															
相模原市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合計	9 (5)	15 (9)	15 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (5)	15 (9)	15 (6)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	11 (5)	17 (9)	17 (6)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。  
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を( )内に再掲した。



表 - 10 ( 1a ) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

( 施設種類別・法 - 都道府県別 )

	焼結鋳の製造の用に供する焼却炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設									
	21年度 未施設 数 (a+c)	附則別 表第二 注1) (a)	別表 第一 (c)	21年度 未施設 数 (a+b+c)	附則別 表第二 注1) (a)	別表第一		焙焼炉			焼結炉			溶鋳炉			
						法施行 前設置 注2) (b)	法施行 後設置 注3) (c)	21年度 未施設 数 (a+c)	附則別 表第二 注1) (a)	別表 第一 (c)	21年度 未施設 数 (a+c)	附則別 表第二 注1) (a)	別表 第一 (c)	21年度 未施設 数 (a+c)	附則別 表第二 注1) (a)	別表 第一 (c)	
																	21年度 未施設 数 (a+c)
北海道	1	1		3	3												
青森県				1	1												
岩手県																	
宮城県				2	2												
秋田県																	
山形県																	
福島県								2	2								
茨城県	2	2		5	5			2	1	1							
栃木県				2	2												
群馬県				1	1												
埼玉県				5	4	1											
千葉県	3	3															
東京都				3	3												
神奈川県				1	1												
新潟県				3	3												
富山県				1	1												
石川県																	
福井県																	
山梨県																	
長野県																	
岐阜県																	
静岡県																	
愛知県	3	3		13	11			2	2	2							
三重県																	
滋賀県																	
京都府																	
大阪府				4	3			1									
兵庫県	1	1		1	1												
奈良県																	
和歌山県																	
鳥取県																	
島根県				4	4												
岡山県																	
広島県	2	2															
山口県				12	10			2									
徳島県																	
香川県																	
愛媛県								2	2								
高知県																	
福岡県																1	1
佐賀県				1	1												
長崎県																	
熊本県				1	1			1		1							
大分県																	
宮崎県																	
鹿児島県																	
沖縄県				1	1												

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 ( 1b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

( 施設種類別・法 - 政令市別 )

	焼結鉱の製造の用に供する焼却炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設								
	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		焙焼炉			焼結炉			溶鉱炉		
						法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一
(a+c)	(a)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	
札幌市				1	1											
仙台市				3	2		1									
さいたま市																
千葉市	2	1	1													
横浜市																
川崎市	1	1		4	4											
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市				1	1											
京都市																
大阪市				10	9	1										
堺市				5	5											
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市	3	3		4	2		2									
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市								1	1		1	1				
宇都宮市				1		1										
前橋市																
川越市																
船橋市				1		1										
柏市																
横須賀市																
相模原市																
富山市				1		1										
金沢市																
長野市																
岐阜市				2	2											
豊橋市				1	1											
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市				5	5			1	1		3	3				
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市	3	2	1	2	2			1	1							
倉敷市	4	4		6	6											
福山市	5	4	1													
下関市																
高松市				1	1											
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市	2	2														
宮崎市																
鹿児島市																
合計	32	29	3	112	99	5	8	12	10	2	5	4	1	2	1	1

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 ( 2 a ) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

( 施設種類別・法 - 都道府県別 )

	亜鉛回収施設									アルミニウム合金製造施設					
	溶解炉			乾燥炉			小計			焙焼炉			溶解炉		
	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一
(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	
北海道													18	5	13
青森県							2		2						
岩手県															
宮城県													2	2	
秋田県															
山形県													2	2	
福島県							2	2		1	1		25	22	3
茨城県							2	1	1	3		3	28	27	1
栃木県										3	3		59	47	12
群馬県										1	1		7	4	3
埼玉県													44	24	20
千葉県													8	5	3
東京都															
神奈川県															
新潟県													13	5	8
富山県													38	37	1
石川県													1	1	
福井県													17	10	7
山梨県													3	3	
長野県													15	6	9
岐阜県													3	2	1
静岡県										4	3	1	61	47	14
愛知県							2	2		8	5	3	111	29	82
三重県										2	2		31	24	7
滋賀県													18	11	7
京都府													4	2	2
大阪府													11	11	
兵庫県										1	1		8	8	
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県													2	2	
広島県													3	3	
山口県													3	1	2
徳島県															
香川県										1		1	1	1	
愛媛県				1	1		3	3							
高知県															
福岡県				1	1		2	2					19	11	8
佐賀県													3	2	1
長崎県													1	1	
熊本県							1		1				27	9	18
大分県													1		1
宮崎県													1	1	
鹿児島県													2	1	1
沖縄県															

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 ( 2b ) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

( 施設種類別・法 - 政令市別 )

	亜鉛回収施設									アルミニウム合金製造施設					
	溶解炉			乾燥炉			小計			焙焼炉			溶解炉		
	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一
(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市													3	2	1
川崎市															
新潟市															
静岡市													20	17	3
浜松市													2	2	
名古屋市													18	16	2
京都市													8	8	
大阪市													2	2	
堺市													6	6	
神戸市															
岡山市															
広島市													1	1	
北九州市										1		1	3	2	1
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市													1	1	
郡山市															
いわき市	2	2					4	4					1		1
宇都宮市															
前橋市													3	2	1
川越市													1	1	
船橋市													1		1
柏市															
横須賀市															
相模原市															
富山市													6		6
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市													5	4	1
岡崎市													2	1	1
豊田市													30	16	14
大津市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市				4	4		8	8		2	2		14	14	
尼崎市															
西宮市															
奈良市													1		1
和歌山市							1	1							
倉敷市													8	8	
福山市															
下関市													12	12	
高松市													1	1	
松山市													1	1	
高知市															
久留米市													3		3
長崎市															
熊本市															
大分市													2	2	
宮崎市															
鹿児島市													2	2	
合 計	2	2	0	6	6	0	27	23	4	27	18	9	747	487	260

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 ( 3a ) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

( 施設種別・法 - 都道府県別 )

	アルミニウム合金製造施設						廃棄物焼却炉							
	乾燥炉			小計			4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満			
	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一	
									法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)
(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	
北海道				18	5	13	18	10		8	27	18	2	7
青森県							10	5	1	4	24	9	7	8
岩手県							2	2			23	13	5	5
宮城県				2	2		6	6			28	28		
秋田県							3	1		2	13	11		2
山形県				2	2		7	5	1	1	11	5	1	5
福島県	2	2		28	25	3	5	3		2	30	29		1
茨城県	3	1	2	34	28	6	27	14	2	11	65	57	2	6
栃木県	2	1	1	64	51	13	10	8		2	33	23	2	8
群馬県	2	1	1	10	6	4	16	15		1	26	26		
埼玉県	4	2	2	48	26	22	43	24	4	15	81	78		3
千葉県				8	5	3	45	30	1	14	76	58	3	15
東京都							107	66	13	28	44	27	1	16
神奈川県							29	25		4	29	27	1	1
新潟県				13	5	8	8	6		2	51	45	2	4
富山県				38	37	1	6	1		5	15	12		3
石川県				1	1						12	10		2
福井県	2	1	1	19	11	8	6	6			14	14		
山梨県	1	1		4	4		3	3			22	15		7
長野県	2	1	1	17	7	10	7	4	3		29	29		
岐阜県				3	2	1	2	2			32	15	4	13
静岡県	6	5	1	71	55	16	31	12	11	8	46	23	16	7
愛知県	9	4	5	128	38	90	47	25	9	13	49	33	9	7
三重県	2	1	1	35	27	8	17	10	2	5	37	23	6	8
滋賀県	3	2	1	21	13	8	5	3		2	21	18		3
京都府				4	2	2	6	2		4	13	9	4	
大阪府	4	3	1	15	14	1	39	27	1	11	40	29	2	9
兵庫県				9	9		19	14		5	36	33	1	2
奈良県							6	5		1	24	17		7
和歌山県											12	8	2	2
鳥取県							5	3	2		6	1	3	2
島根県							5	3		2	10	3	1	6
岡山県	1		1	3	2	1	4	4			14	13		1
広島県				3	3		9	3	1	5	21	19		2
山口県	1		1	4	1	3	13	11		2	25	17	1	7
徳島県							2	1		1	23	20		3
香川県				2	1	1	7	4		3	8	6		2
愛媛県							6	6			20	10	5	5
高知県											14	8	2	4
福岡県	3	1	2	22	12	10	15	11		4	31	28		3
佐賀県				3	2	1	4			4	13	11		2
長崎県				1	1		8	2	3	3	14	10		4
熊本県	1	1		28	10	18	2	2			25	14	7	4
大分県				1		1	1	1			13	11		2
宮崎県				1	1		9	5	1	3	8	8		
鹿児島県				2	1	1					24	16	2	6
沖縄県							8	2		6	22	17		5

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 ( 3b ) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

( 施設種類別・法 - 政令市別 )

	アルミニウム合金製造施設						廃棄物焼却炉							
	乾燥炉			小計			4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満			
	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一	
									法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)
(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	
札幌市						11	6	3	2	8	5	1	2	
仙台市						10	6		4	5	3		2	
さいたま市						11	11			3	2	1		
千葉市						13	7	2	4	3	3			
横浜市	1	1		4	3	1	27	18	4	5	4	3	1	
川崎市						24	15		9	6	3	3		
新潟市						12	8		4	10	5	2	3	
静岡市				20	17	3	10		8	2	4		4	
浜松市				2	2		8	4		4	11	10	1	
名古屋市				18	16	2	17	12	2	3	1	1		
京都市	1	1		9	9		21	12	3	6	1	1		
大阪市				2	2		28	18	3	7	7	5	1	
堺市	1	1		7	7		13	9		4	3		3	
神戸市							17	15		2	3	2	1	
岡山市							8	4	3	1	1	1		
広島市	1	1		2	2		7	4		3	4	2	2	
北九州市				4	2	2	19	13		6	4	4		
福岡市							9	6		3	4	3	1	
函館市							3	1		2				
旭川市							2	2		2	1		1	
青森市							6	4	2	6	4	2		
盛岡市							3	3		3	3			
秋田市				1	1		4	1		3	3	1	2	
郡山市							4	4		2	1		1	
いわき市				1		1	15	9	3	3	4	1	2	
宇都宮市							7	2	5	4	4	4		
前橋市				3	2	1	3			3	4	2	2	
川越市				1	1		4	2		2	3	2	1	
船橋市				1		1	8		8	2			2	
柏市							5		3	3			3	
横須賀市							5	4		1	3	3		
相模原市							7	4		3	1	1		
富山市	2		2	8		8	2		1	1				
金沢市							7	5		2	4	1	3	
長野市							3	3		1	1		1	
岐阜市							5	5		6	5	1		
豊橋市				5	4	1	3	1	2	3	2		1	
岡崎市				2	1	1	7	5		2				
豊田市	5	2	3	35	18	17	5		1	4	2	1	1	
大津市										7	5	1	1	
高槻市							5	5		2	1	1		
東大阪市							8	1	5	2	3	1	2	
姫路市				16	16		13	6		7	11	7	4	
尼崎市							7	4		3	3	1	2	
西宮市							5	5		1	1			
奈良市				1		1	4	4						
和歌山市							6	6		3	2		1	
倉敷市				8	8		11	8		3	12	9	3	
福山市							4			4	6	6		
下関市				12	12		2	1		1	1	1		
高松市				1	1		5	2		3				
松山市				1	1		5	5		3	2	1		
高知市							3			3	1	1		
久留米市				3		3	3	3						
長崎市							4	4						
熊本市							4	4		1	1			
大分市				2	2		9	5	1	3	2	1	1	
宮崎市							3			3	3	3		
鹿児島市				2	2		4	2		2	2		2	
合計	59	33	26	833	538	295	1106	680	114	312	1453	1080	121	252

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 (4a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉															
	200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満(0.5㎡以上)			
	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一	
			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)
(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	
北海道	116	84	2	30	78	30		48	20	14		6	11	3		8
青森県	32	21	6	5	54	17	6	31	9	5		4	8	3		2
岩手県	30	15	6	9	74	18	17	39	12	5	2	5	1		1	
宮城県	31	31			55	55			10	10			6	6		
秋田県	52	39	3	10	22	12		10	1			1	3	3		
山形県	28	16	3	9	65	22	1	42	6	4		2	9	6		3
福島県	56	41	4	11	17	13		4	14	9		5	10	9		1
茨城県	86	65	11	10	220	90	2	128	33	18	1	14	12	8	2	2
栃木県	47	39	3	5	85	48		37	24	11		13	12	12		
群馬県	49	37	3	9	38	19		19	24	6		18	5			5
埼玉県	93	83	2	8	33	23	2	8	88	25	3	60	16	7		9
千葉県	78	54	4	20	146	51		95	32	18		14	16	7		9
東京都	49	38	7	4	56	35		21	57	30		27	27	17		10
神奈川県	34	24	6	4	38	24		14	18	11		7	4	3		1
新潟県	65	44	10	11	69	27		42	29	19		10	19	16		3
富山県	20	14		6	38	24		14	9	8		1	2	1		1
石川県	25	21		4	45	24	1	20	6	5		1	1	1		
福井県	32	22	4	6	51	27		24	12	12			6	4		2
山梨県	25	19	1	5	30	13		17	9	7		2	6	5		1
長野県	76	51	14	11	59	29	4	26	14	8		6	5	4		1
岐阜県	73	51	13	9	89	83	3	3	51	45		6	11	9	2	
静岡県	90	59	20	11	112	73		39	40	27		13	25	11		14
愛知県	98	60	22	16	61	43		18	27	16		11	10	7		3
三重県	61	33	21	7	89	56		33	25	18		7	10	6	1	3
滋賀県	39	28	1	10	43	31		12	14	12		2	11	10		1
京都府	29	23	3	3	38	17		21	6	5		1				
大阪府	46	35	4	7	23	12		11	8	8			9	4		5
兵庫県	72	58	6	8	113	80		33	33	21		12	9	8		1
奈良県	41	36		5	108	44		64	14	7		7	3	2		1
和歌山県	34	25	2	7	40	18		22	9	8		1	5	3		2
鳥取県	37	27	6	4	41	19	4	18	7	6		1	1	1		
島根県	31	18	9	4	29	14	2	13	3	1		2	9	6		3
岡山県	46	39	4	3	58	25		33	4	4			6	6		
広島県	58	40	5	13	60	37	1	22	13	8		5	15	10		5
山口県	53	43	5	5	52	37		15	22	21		1	9	6		3
徳島県	52	37	6	9	83	44		39	9	8		1	4	4		
香川県	30	26		4	67	27		40	16	12		4	7	7		
愛媛県	53	42	8	3	79	31	6	42	29	17		12	16	7		9
高知県	31	23	4	4	63	36		27	15	11		4	4	3		1
福岡県	58	46	5	7	95	72		23	40	40			15	14		1
佐賀県	50	39	3	8	43	25		18	9	5		4	5	2		3
長崎県	58	37	7	14	35	17		18	3	2		1	4	2		2
熊本県	45	35	4	6	40	6	6	28	8	5	1	2	9	7		2
大分県	20	19		1	19	9		10	8	7		1	3	3		
宮崎県	22	18	1	3	35	9		26	3	2		1				
鹿児島県	46	33	1	12	75	33		42	13	9		4	7	6		1
沖縄県	33	9	4	20	29	5		24	11	1		10	6	2		4

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 (4b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉															
	200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満(0.5㎡以上)			
	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一	
			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)
(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	
札幌市	1		1		4	1		3	3	2		1	2	2		
仙台市	3	1		2	8	6		2	1			1	1	1		
さいたま市	5	5			2	2			11	2		9	3	2	1	
千葉市	7	5		2	17	9		8	9	6		3	3		3	
横浜市	9	8		1	12	12			30	27		3	5	5		
川崎市	17	10		7	1	1			4			4	4	3	1	
新潟市	18	13	1	4	21	10		11	9	8		1	2	2		
静岡市	10		10		28	17	4	7	13	5	6	2	4	4		
浜松市	21	19		2	18	13		5	4	4			1	1		
名古屋市	3	1		2	18	6	7	5	9	2	4	3	7	1	2	4
京都市	9	6	2	1	15	13		2	14	14			2	2		
大阪市	9	8		1	4	2		2	7	6		1				
堺市	5	4		1	14	6		8	6	5		1	2	2		
神戸市	3	3			13	9		4	3	2		1	1	1		
岡山市	32	26	3	3	15	9		6	3	3			2		2	
広島市	33	23	2	8	12	10		2	1	1			2	1	1	
北九州市	18	11		7	11	8		3					3	1	2	
福岡市	5	5			5	2		3								
函館市	3	3			3	1		2								
旭川市	1			1	4	2		2					3		3	
青森市	3	2		1	13	2		11	3			3	4	1	3	
盛岡市	5	5			8	7		1	2	2			7	1	6	
秋田市	6	6			3	2		1					1	1		
郡山市	1	1			7	5		2	4	2		2				
いわき市	6	4	1	1	3	3			2			2				
宇都宮市	5	2	1	2	5			5	2	2			1		1	
前橋市	5	5			18	7		11	4	2		2	2	1	1	
川越市	2	1		1	3	1		2	2	1		1				
船橋市	1			1	5	3		2	3	2		1				
柏市	2		2		6	1	2	3	2	2						
横須賀市	1	1			2			2	1			1	5		5	
相模原市	11	11			3	3			2	1		1				
富山市	10		8	2	16		5	11	8		3	5	2		1	1
金沢市	6	3	1	2	9	6		3	7	5		2	1	1		
長野市	12	11		1	7	3		4	1	1						
岐阜市	5	5			6	4		2	4	4			1	1		
豊橋市	4	2	1	1	4	2		2	1	1						
岡崎市	7	5	1	1	10	9		1	6	5		1				
豊田市	3	3			4	3		1	3	1		2				
大津市	3	2		1	5	2		3	1			1				
高槻市	2	2			5	2	1	2								
東大阪市	2		2		2		2	2			1	1				
姫路市	6	4		2	13	11		2	6	5		1	1	1		
尼崎市	5	5			2	2		3	3							
西宮市	1	1											1	1		
奈良市	4	4			12	8		4	6	5		1	2	1	1	
和歌山市	12	11		1	14	13		1	5	3		2	7	6	1	
倉敷市	19	17	1	1	5	5			2	1		1	3		3	
福山市	14	14			33	23		10	4	4						
下関市	8	6		2	6	4		2					1	1		
高松市	8	7		1	9	5		4	2	1		1				
松山市	10	6		4	14	9		5	1	1						
高知市	3	3			18		6	12	2		1	1				
久留米市	4	3	1		7	4		3	6	6						
長崎市	3	2		1	8	5		3	4	4						
熊本市	5	5			9	6		3	2	2			1	1		
大分市	16	9	2	5	7	2		5	2	2			4	2	1	1
宮崎市	2	1		1	8	4		4	1			1				
鹿児島市	13	7		6	11	5		6	3	2		1	1		1	
合計	2777	2024	293	460	3437	1814	82	1541	1103	708	22	373	484	308	13	163

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。



表 - 10 ( 5 a ) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

( 施設種別・法 - 都道府県別 )

	廃棄物焼却炉				合 計			
	小計							
	21年度 未施設 数 (a+b+c)	附則別 表第二 注1) (a)	別表第一		21年度 未施設 数 (a+b+c)	附則別 表第二 注1) (a)	別表第一	
		法施行 前設置 注2) (b)	法施行 後設置 注3) (c)			法施行 前設置 注2) (b)	法施行 後設置 注3) (c)	
北海道	270	159	4	107	292	168	4	120
青森県	137	60	23	54	140	61	23	56
岩手県	142	53	31	58	142	53	31	58
宮城県	136	136			140	140		
秋田県	94	66	3	25	94	66	3	25
山形県	126	58	6	62	128	60	6	62
福島県	132	104	4	24	162	131	4	27
茨城県	443	252	20	171	486	288	20	178
栃木県	211	141	5	65	277	194	5	78
群馬県	158	103	3	52	169	110	3	56
埼玉県	354	240	11	103	407	270	12	125
千葉県	393	218	8	167	404	226	8	170
東京都	340	213	21	106	343	216	21	106
神奈川県	152	114	7	31	153	115	7	31
新潟県	241	157	12	72	257	165	12	80
富山県	90	60		30	129	98		31
石川県	89	61	1	27	90	62	1	27
福井県	121	85	4	32	140	96	4	40
山梨県	95	62	1	32	99	66	1	32
長野県	190	125	21	44	207	132	21	54
岐阜県	258	205	22	31	261	207	22	32
静岡県	344	205	47	92	415	260	47	108
愛知県	292	184	40	68	438	238	40	160
三重県	239	146	30	63	274	173	30	71
滋賀県	133	102	1	30	154	115	1	38
京都府	92	56	7	29	96	58	7	31
大阪府	165	115	7	43	184	132	7	45
兵庫県	282	214	7	61	293	225	7	61
奈良県	196	111		85	196	111		85
和歌山県	100	62	4	34	100	62	4	34
鳥取県	97	57	15	25	97	57	15	25
島根県	87	45	12	30	91	49	12	30
岡山県	132	91	4	37	135	93	4	38
広島県	176	117	7	52	181	122	7	52
山口県	174	135	6	33	190	146	6	38
徳島県	173	114	6	53	173	114	6	53
香川県	135	82		53	137	83		54
愛媛県	203	113	19	71	206	116	19	71
高知県	127	81	6	40	127	81	6	40
福岡県	254	211	5	38	278	225	5	48
佐賀県	124	82	3	39	128	85	3	40
長崎県	122	70	10	42	123	71	10	42
熊本県	129	69	18	42	159	80	18	61
大分県	64	50		14	65	50		15
宮崎県	77	42	2	33	78	43	2	33
鹿児島県	165	97	3	65	167	98	3	66
沖縄県	109	36	4	69	110	37	4	69

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 ( 5b ) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

( 施設種類別・法 - 政令市別 )

	廃棄物焼却炉				合 計			
	小 計							
	21年度 未施設 数 (a+b+c)	附則別 表第二 注1) (a)	別表第一		21年度 未施設 数 (a+b+c)	附則別 表第二 注1) (a)	別表第一	
		法施行 前設置 注2) (b)	法施行 後設置 注3) (c)			法施行 前設置 注2) (b)	法施行 後設置 注3) (c)	
札幌市	29	16	5	8	30	17	5	8
仙台市	28	17		11	31	19		12
さいたま市	35	24	1	10	35	24	1	10
千葉市	52	30	2	20	54	31	2	21
横浜市	87	73	5	9	91	76	5	10
川崎市	56	32	3	21	61	37	3	21
新潟市	72	46	3	23	72	46	3	23
静岡市	69	26	32	11	89	43	32	14
浜松市	63	51		12	65	53		12
名古屋市	55	23	15	17	74	40	15	19
京都市	62	48	5	9	71	57	5	9
大阪市	55	39	4	12	67	50	5	12
堺市	43	26		17	55	38		17
神戸市	40	32		8	40	32		8
岡山市	61	43	6	12	61	43	6	12
広島市	59	41	2	16	61	43	2	16
北九州市	55	37		18	66	44		22
福岡市	23	16		7	23	16		7
函館市	9	5		4	9	5		4
旭川市	12	5		7	12	5		7
青森市	35	13	4	18	35	13	4	18
盛岡市	28	21		7	28	21		7
秋田市	17	11		6	18	12		6
郡山市	18	13		5	18	13		5
いわき市	30	17	6	7	35	21	6	8
宇都宮市	24	10	6	8	25	10	7	8
前橋市	36	17		19	39	19		20
川越市	14	7	1	6	15	8	1	6
船橋市	19	5	10	4	21	5	11	5
柏市	18	3	10	5	18	3	10	5
横須賀市	17	8		9	17	8		9
相模原市	24	20		4	24	20		4
富山市	38		18	20	47		19	28
金沢市	34	21	1	12	34	21	1	12
長野市	24	18		6	24	18		6
岐阜市	27	24	1	2	29	26	1	2
豊橋市	15	8	3	4	21	13	3	5
岡崎市	30	24	1	5	32	25	1	6
豊田市	17	8	1	8	52	26	1	25
大津市	16	9	1	6	16	9	1	6
高槻市	14	10	2	2	14	10	2	2
東大阪市	17	1	11	5	17	1	11	5
姫路市	50	34		16	79	63		16
尼崎市	20	15		5	20	15		5
西宮市	8	8			8	8		
奈良市	28	22		6	29	22		7
和歌山市	47	41		6	53	46		7
倉敷市	52	40	1	11	70	58	1	11
福山市	61	47		14	66	51		15
下関市	18	13		5	30	25		5
高松市	24	15		9	26	17		9
松山市	33	23	1	9	34	24	1	9
高知市	27	4	7	16	27	4	7	16
久留米市	20	16	1	3	23	16	1	6
長崎市	19	15		4	19	15		4
熊本市	22	19		3	22	19		3
大分市	40	21	4	15	44	25	4	15
宮崎市	17	8		9	17	8		9
鹿児島市	34	16	2	16	36	18	2	16
合 計	10360	6614	645	3101	11364	7303	650	3411

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 ( 6a )

大気基準適用施設に係る基準適用状況

( 施設種別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別 )

	亜鉛回収施設														
	焙焼炉			焼結炉			溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉		
	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一
(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県															
茨城県															
栃木県															
群馬県	1		1							1		1			
埼玉県															
千葉県															
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 ( 6b ) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
( 施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別 )

	亜鉛回収施設														
	焙焼炉			焼結炉			溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉		
	21年度 未施設 数 (a+c)	附則別 表第二 注1) (a)	別表 第一 (c)	21年度 未施設 数 (a+c)	附則別 表第二 注1) (a)	別表 第一 (c)	21年度 未施設 数 (a+c)	附則別 表第二 注1) (a)	別表 第一 (c)	21年度 未施設 数 (a+c)	附則別 表第二 注1) (a)	別表 第一 (c)	21年度 未施設 数 (a+c)	附則別 表第二 注1) (a)	別表 第一 (c)
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市															
宇都宮市															
前橋市															
川越市															
船橋市															
柏市															
横須賀市															
相模原市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合計	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 (7a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設			廃棄物焼却炉											
	小計			4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満			
	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一	
						法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)
(a+c)	(a)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県												2	2		
茨城県															
栃木県				2	2										
群馬県	2		2												
埼玉県															
千葉県															
東京都												1			1
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県												2	2		
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府												1	1		
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県												1	1		
香川県															
愛媛県				3	3							1			1
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県												2	2		

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 (7b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別)

	亜鉛回収施設			廃棄物焼却炉											
	小計			4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満			
	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一	
						法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)
(a+c)	(a)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市												1		1	
横浜市												1			1
川崎市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市								1	1						
宇都宮市															
前橋市															
川越市															
船橋市															
柏市															
横須賀市															
相模原市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市				1	1										
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合計	2	0	2	6	6	0	0	1	1	0	0	12	8	1	3

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 ( 8a ) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
( 施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別 )

	廃棄物焼却炉												小計			
	100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満(0.5㎡以上)				21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一	
	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一				21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)
			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)	法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)		
(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	
北海道	1	1										1	1			
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県												2	2			
茨城県																
栃木県												2	2			
群馬県	1	1										1	1			
埼玉県																
千葉県																
東京都												1			1	
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県	1	1										1	1			
福井県	2			2	1		1					5	2		3	
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府												1	1			
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県												1	1			
香川県																
愛媛県												4	3		1	
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県												2	2			

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 ( 8b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
( 施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別 )

	廃棄物焼却炉													小計			
	100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満(0.5㎡以上)				21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		
	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一				21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一
			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)	法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			
(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)		
札幌市																	
仙台市																	
さいたま市																	
千葉市												1		1			
横浜市												1				1	
川崎市																	
新潟市																	
静岡市																	
浜松市																	
名古屋市																	
京都市																	
大阪市																	
堺市																	
神戸市																	
岡山市																	
広島市																	
北九州市																	
福岡市																	
函館市																	
旭川市																	
青森市																	
盛岡市																	
秋田市																	
郡山市																	
いわき市												1		1			
宇都宮市																	
前橋市																	
川越市																	
船橋市																	
柏市																	
横須賀市																	
相模原市																	
富山市																	
金沢市																	
長野市																	
岐阜市																	
豊橋市																	
岡崎市																	
豊田市																	
大津市																	
高槻市																	
東大阪市																	
姫路市																	
尼崎市																	
西宮市																	
奈良市																	
和歌山市																	
倉敷市												1		1			
福山市																	
下関市																	
高松市																	
松山市																	
高知市																	
久留米市																	
長崎市																	
熊本市																	
大分市																	
宮崎市																	
鹿児島市																	
合計	5	3	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	25	18	1	6	

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。  
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。  
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。



表 - 10 ( 9 a ) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
 ( 施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別 )

	合 計			
	21年度 未施設 数 (a+b+c)	附則別 表第二 注1) (a)	別表第一	
			法施行 前設置 注2) (b)	法施行 後設置 注3) (c)
北海道	1	1		
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県	2	2		
茨城県				
栃木県	2	2		
群馬県	3	1		2
埼玉県				
千葉県				
東京都	1			1
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県	1	1		
福井県	5	2		3
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府	1	1		
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県	1	1		
香川県				
愛媛県	4	3		1
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県	2	2		

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 ( 9b ) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
( 施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別 )

	合 計			
	21年度 未施設 数 (a+b+c)	附則別 表第二 注1) (a)	別表第一	
			法施行 前設置 注2) (b)	法施行 後設置 注3) (c)
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市	1		1	
横浜市	1			1
川崎市				
新潟市				
静岡市				
浜松市				
名古屋市				
京都市				
大阪市				
堺市				
神戸市				
岡山市				
広島市				
北九州市				
福岡市				
函館市				
旭川市				
青森市				
盛岡市				
秋田市				
郡山市				
いわき市	1	1		
宇都宮市				
前橋市				
川越市				
船橋市				
柏市				
横須賀市				
相模原市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
大津市				
高槻市				
東大阪市				
姫路市				
尼崎市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				
倉敷市	1	1		
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				
久留米市				
長崎市				
熊本市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
合 計	27	18	1	8

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 1 1 適用除外等の状況（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第35条第2項に基づく通知受理件数	1	0
法第36条第2項に基づく要求件数	0	0

表 - 1 2 その他の届出等の状況（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第14条第1項に基づく届出件数 <sup>注1)</sup>	206	38
法第18条に基づく届出件数 <sup>注2)</sup>	855	254
瀬戸内海法第8条第1項（第4項）に基づく許可（届出）件数 <sup>注3)</sup>	-	35
瀬戸内海法第9条に基づく届出件数 <sup>注4)</sup>	-	25

注1) 規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数。

注2) 使用廃止以外の変更届出の件数。

注3) 規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数。

注4) 使用廃止以外の変更届出の件数。

表 - 1 3 適用除外等の状況

( 都道府県別 )

	大気基準適用施設		水質基準対象施設	
	法35条第2項に基づく通知件数	法36条第2項に基づく要求件数	法35条第2項に基づく通知件数	法36条第2項に基づく要求件数
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県	1			
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				

( 政令市別 )

	大気基準適用施設		水質基準対象施設	
	法35条第2項に基づく通知件数	法36条第2項に基づく要求件数	法35条第2項に基づく通知件数	法36条第2項に基づく要求件数
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市				
横浜市				
川崎市				
新潟市				
静岡市				
浜松市				
名古屋市				
京都市				
大阪市				
堺市				
神戸市				
岡山市				
広島市				
北九州市				
福岡市				
函館市				
旭川市				
青森市				
盛岡市				
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
前橋市				
川越市				
船橋市				
柏市				
横須賀市				
相模原市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
大津市				
高槻市				
東大阪市				
姫路市				
尼崎市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				
倉敷市				
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				
久留米市				
長崎市				
熊本市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
合計	1	0	0	0

表 - 14 (a) その他の届出等の状況

(法・瀬戸内海法別 - 都道府県別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更その他 注1)	18条変更 注2)	14条変更その他 注1)	18条変更 注2)	8条変更その他 注3)	9条変更 注2)
北海道	3	9	1	3		
青森県	9	26	1	11		
岩手県		6				
宮城県		11		1		
秋田県	1	1				
山形県		14		4		
福島県	2	11				
茨城県	10	47	2	14		
栃木県	1	12				
群馬県		14				
埼玉県	5	24				
千葉県	3	42		12		
東京都	15	77		16		
神奈川県	3	17	2	4		
新潟県	17	18	9	2		
富山県		9				
石川県	3					
福井県	3	7		2		
山梨県	1	11		4		
長野県						
岐阜県	5	12	2	2		
静岡県	18	45	4	23		
愛知県	14	49		19		
三重県	1	8		1		
滋賀県	1	12		1		
京都府	1	5		1		
大阪府	3	11	2	5		2
兵庫県	5	12				
奈良県	2	6				
和歌山県		6		3		
鳥取県	3	9	1			
島根県	5	11		8		
岡山県	8	1		1		
広島県	1	7		1	7	10
山口県		5				
徳島県		21		9	12	8
香川県	9	6			1	3
愛媛県		7			7	
高知県		2				
福岡県	3	12				
佐賀県	2	3	1	1		
長崎県						
熊本県	3	13		1		
大分県						
宮崎県		1				
鹿児島県	4	9				
沖縄県		8				

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。

注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数を計上した。

表 - 14 (b) その他の届出等の状況

(法・瀬戸内海法別 - 政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更その他 注1)	18条変更 注2)	14条変更その他 注1)	18条変更 注2)	8条変更その他 注3)	9条変更 注2)
札幌市		4				
仙台市						
さいたま市	1	2				
千葉市		28			16	
横浜市	1	4			1	
川崎市	3	3	1		3	
新潟市		6			6	
静岡市	4	8			2	
浜松市					1	
名古屋市	1	29	1		34	
京都市		11			4	
大阪市	2	12	5		2	3
堺市						
神戸市		3			2	1
岡山市	2	3				2
広島市		2				
北九州市	7	4	1			
福岡市						
函館市						
旭川市		2				
青森市						
盛岡市		2				
秋田市		3			3	
郡山市	1	3				
いわき市	2	4	1		3	
宇都宮市						
前橋市	1	1				
川越市	1	2			3	
船橋市		3				
柏市						
横須賀市	1	7	1		4	
相模原市	2	6	2		3	
富山市		2				
金沢市						
長野市		3			6	
岐阜市	3	1				
豊橋市						
岡崎市		9			6	
豊田市		13			1	
大津市		1				
高槻市						
東大阪市						
姫路市	3	9			3	2
尼崎市		1				
西宮市						
奈良市						
和歌山市	2	6			1	
倉敷市	4					
福山市		2				
下関市		2				
高松市		1				
松山市		1				1
高知市		2				
久留米市						
長崎市		4				
熊本市						
大分市	1	9				
宮崎市						
鹿児島市			1		1	
合計	206	855	38	254	35	25

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。

注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数を計上した。